

矢掛町地域防災計画

(資料編)

令和4年8月
矢掛町防災会議

目 次

資料 1－1	消防力一覧	1
資料 1－2	通信施設一覧	2
資料 1－3	水防資材備蓄状況一覧	4
資料 1－4	ヘリポート適地	5
資料 1－5	急傾斜地崩壊危険地区	6
資料 1－6	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧	6
資料 1－7	山地災害危険地区	12
資料 1－8	重要水防箇所一覧	16
資料 1－9	矢掛町ため池管理一覧	18
資料 1－10	矢掛町内採土・採石場一覧	23
資料 1－11	危険物・高圧ガス大量保有事業所	23
資料 1－12	自主防災組織一覧	24
資料 1－13	避難所、主要避難路等一覧	27
資料 1－14	要配慮者利用施設一覧	31
資料 1－15	警報・注意報等の発表基準一覧	32
資料 1－16	気象庁震度階級関連解説表	34
資料 1－17	災害救助制度	39
資料 1－18	災害被災者援護制度	46

【条例・要綱】

資料 2－1	矢掛町防災会議条例	48
資料 2－2	矢掛町災害対策本部条例	50
資料 2－3	矢掛町災害対策本部規程	51
資料 2－4	矢掛町自主防災組織活動支援事業補助金交付要綱	62
資料 2－5	矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱	74
資料 2－6	矢掛町木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱	86

【協定】

●市町村間の災害時相互応援		
資料 2－7	岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定	106
●消防・救急活動等に係る相互応援		
資料 2－8	岡山県下消防相互応援協定	112
資料 2－9	矢掛町、笠岡市消防相互応援協定	115
資料 2－10	岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定	117

●公共機関の災害時協力体制

資料 2－1 1 災害時における矢掛町、矢掛町内郵便局間の相互協力	-----	121
資料 2－1 2 災害時における連絡体制及び協力体制に関する協定	-----	123
資料 2－1 3 災害時における情報交換に関する協定	-----	125
資料 2－1 4 災害時におけるＬＰガスの供給に関する協定	-----	126
資料 2－3 5 災害時における被災車両の撤去等に関する協定	-----	189
資料 2－3 8 地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定	-----	202

●避難所に係る協定（施設利用に係る協定）

資料 2－1 5 非常災害時における避難施設利用に関する協定	-----	128
資料 2－1 6 風水害時における三谷保育園園児及び職員の緊急避難場所に 関する協定	-----	131
資料 2－3 7 災害時における一時避難・災害復旧活動への協力に関する協定	---	199

●避難所に係る協定（運営支援に係る協定）

資料 2－1 7 特設公衆電話の設置・利用に関する協定	-----	134
資料 2－1 8 災害時等における畳の提供に関する協定	-----	137
資料 2－1 9 大規模災害時の避難所における人的支援に関する協定	-----	140
資料 2－2 0 災害時における特設テレビの設置及び利用に関する協定	----	143

●福祉避難所に係る協定

資料 2－2 1 災害時に要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を 使用することに関する協定	-----	146
資料 2－3 6 災害時の福祉避難所に関する協定	-----	192

●物資供給に係る協定

資料 2－2 2 災害時における生活物資の供給協力等に関する協定 (NPO 法人コメリ災害対策センター)	-----	153
資料 2－2 3 災害時における生活物資の供給協力等に関する協定 (倉敷かさや農業協同組合)	-----	155
資料 2－2 4 災害時における生活物資の供給協力等に関する協定 (株式会社エコープ岡山 Aコープ矢掛店)	-----	157
資料 2－2 5 災害時における生活物資の供給協力等に関する協定 (株式会社マツサカ)	-----	159
資料 2－2 6 災害時における支援協力に関する協定 (マックスバリュ西日本株式会社)	-----	161

資料 2-27 災害時における応急生活物資供給等に関する協定	
(生活協同組合おかやまコープ)	-----164
資料 2-28 災害救助物資の調達に関する協定	
(株式会社ジュンテンドー)	-----167
資料 2-39 災害時におけるダンボール製品の供給に関する協定	
(大王パッケージ株式会社)	-----204
資料 2-42 災害時における物資供給に関する協定	
(株式会社ナフコ)	-----213

●公共土木施設等に係る応急措置等

資料 2-29 災害時における応急措置等の実施に関する協定	
(一般社団法人岡山県建設業協会矢掛支部)	-----170
資料 2-30 災害時における応急措置等の実施に関する協定	
(締結建設業者一覧)	-----172

●通信・情報伝達に係る相互応援

資料 2-31 アマチュア無線による災害時応援に関する協定	-----173
資料 2-32 災害時における情報共有と緊急放送に関する協定	-----175
資料 2-43 災害時に係る情報発信等に関する協定	-----216

●被災者支援に係る協定

資料 2-33 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	--178
資料 2-41 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	----210

●相談業務に係る協定

資料 2-34 災害時における行政書士業務相談に関する協定	-----181
資料 2-40 災害時における法律相談業務等に関する協定	-----206

●災害廃棄物処理に係る協定

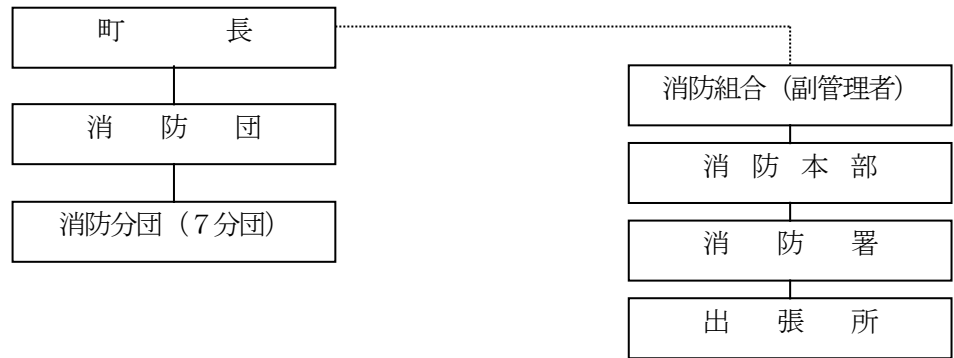
資料 2-44 災害廃棄物等の処理に関する基本協定	-----218
---------------------------	----------

【様式】

資料 3-1 災害派遣要請要求書	-----223
資料 3-2 撤収要請依頼書	-----224

資料1－1 消防力一覧

1 消防機構



2 消防組織

(1) 矢掛町消防団人員

令和4年4月1日現在

員 数 区 分	本団（本部長以上） 分団（本部長以上）	部 長 副 部 長	班 長	団 員	計
消 防 団 本 部	6人	6人	3人	14人	29人
矢 掛 分 団	3	8	15	46	72
美 川 〃	3	4	11	20	38
三 谷 〃	3	4	15	43	65
山 田 〃	3	6	15	46	70
川 面 〃	3	6	14	40	63
中 川 〃	3	6	13	32	54
小 田 〃	3	6	15	44	68
合 計	27	46	101	285	459

(2) 消防組合（署・出張所）

令和4年4月1日現在

区 分	人 員
総 員	105名
うち矢掛出張所	20名

資料１－２ 通信施設一覧

○矢掛町防災行政無線

令和４年３月１日現在

識別信号	場 所	住 所	設備名
ぼうさいやかげ	役場 ２階 総務防災課	小田郡矢掛町矢掛３０１８	統制局
	１階 宿直室	小田郡矢掛町矢掛３０１８	遠隔制御装置
	別館 消防器庫	小田郡矢掛町矢掛３０１８	遠隔制御装置
ぼうさいやかみげやかみげ１	矢掛中学校	小田郡矢掛町矢掛２９５７	半固定型
ぼうさいやかみげやかみげ２	矢掛小学校	小田郡矢掛町矢掛３０００－１	半固定型
ぼうさいやかみげやかみげ３	美川小学校	小田郡矢掛町下高末２６８６	半固定型
ぼうさいやかみげやかみげ４	三谷小学校	小田郡矢掛町東三成１４２３	半固定型
ぼうさいやかみげやかみげ５	山田小学校	小田郡矢掛町里山田２４３０	半固定型
ぼうさいやかみげやかみげ６	川面小学校	小田郡矢掛町西川面１３８０－１	半固定型
ぼうさいやかみげやかみげ７	中川小学校	小田郡矢掛町本堀１６３７	半固定型
ぼうさいやかみげやかみげ８	小田小学校	小田郡矢掛町小田４２１２－１	半固定型
ぼうさいやかみげやかみげ１０１	総務防災課	小田郡矢掛町矢掛３０１８	携帯型
ぼうさいやかみげやかみげ１０２	総務防災課	小田郡矢掛町矢掛３０１８	携帯型
ぼうさいやかみげやかみげ１０３	総務防災課	小田郡矢掛町矢掛３０１８	携帯型
ぼうさいやかみげやかみげ１０４	総務防災課	小田郡矢掛町矢掛３０１８	携帯型
ぼうさいやかみげやかみげ１０５	総務防災課	小田郡矢掛町矢掛３０１８	携帯型
ぼうさいやかみげやかみげ１０６	総務防災課	小田郡矢掛町矢掛３０１８	携帯型
ぼうさいやかみげやかみげ１０７	総務防災課	小田郡矢掛町矢掛３０１８	携帯型
ぼうさいやかみげやかみげ１０８	総務防災課	小田郡矢掛町矢掛３０１８	携帯型
ぼうさいやかみげやかみげ１１０	団長用	小田郡矢掛町矢掛３０１８	携帯型
ぼうさいやかみげやかみげ１１１	副団長用	小田郡矢掛町矢掛３０１８	携帯型
ぼうさいやかみげやかみげ１１２	副団長用	小田郡矢掛町矢掛３０１８	携帯型
ぼうさいやかみげやかみげ１１３	本部長用	小田郡矢掛町矢掛３０１８	携帯型
ぼうさいやかみげやかみげ１１４	本部長用	小田郡矢掛町矢掛３０１８	携帯型
ぼうさいやかみげやかみげ１１５	指揮者	小田郡矢掛町矢掛３０１８	携帯型
ぼうさいやかみげやかみげ１１６	広報車	小田郡矢掛町矢掛３０１８	携帯型
ぼうさいやかみげやかみげ１１７	指令者	小田郡矢掛町矢掛３０１８	携帯型
ぼうさいやかみげやかみげ１１８	矢掛分団 本部	小田郡矢掛町矢掛３０１８	携帯型
ぼうさいやかみげやかみげ１１９	第１部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛３０１８	携帯型
ぼうさいやかみげやかみげ１２０	第２部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛３０１８	携帯型
ぼうさいやかみげやかみげ１２１	第３部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛３０１８	携帯型
ぼうさいやかみげやかみげ１２２	第４部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛３０１８	携帯型
ぼうさいやかみげやかみげ１２３	美川分団 本部	小田郡矢掛町矢掛３０１８	携帯型
ぼうさいやかみげやかみげ１２４	第１部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛３０１８	携帯型
ぼうさいやかみげやかみげ１２５	第２部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛３０１８	携帯型
ぼうさいやかみげやかみげ１２６	総務防災課	小田郡矢掛町矢掛３０１８	携帯型
ぼうさいやかみげやかみげ１２７	三谷分団 本部	小田郡矢掛町矢掛３０１８	携帯型
ぼうさいやかみげやかみげ１２８	第１部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛３０１８	携帯型
ぼうさいやかみげやかみげ１２９	第２部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛３０１８	携帯型
ぼうさいやかみげやかみげ１３０	山田分団 本部	小田郡矢掛町矢掛３０１８	携帯型
ぼうさいやかみげやかみげ１３１	第１部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛３０１８	携帯型
ぼうさいやかみげやかみげ１３２	第２部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛３０１８	携帯型
ぼうさいやかみげやかみげ１３３	第３部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛３０１８	携帯型

ぼうさいやかんげやかみげ134	川面分団 本部	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかんげやかみげ135	第1部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかんげやかみげ136	第2部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかんげやかみげ137	第3部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかんげやかみげ138	中川分団 本部	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかんげやかみげ139	第1部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかんげやかみげ140	第2部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかんげやかみげ141	第3部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかんげやかみげ142	小田分団 本部	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかんげやかみげ143	第1部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかんげやかみげ144	第2部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかんげやかみげ145	本部長用	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかんげやかみげ146	井原消防署 矢掛出張所	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかんげやかみげ147	総務防災課	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかんげやかみげ148	総務防災課	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかんげやかみげ149	総務防災課	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかんげやかみげ150	総務防災課	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかんげやかみげ151	総務防災課	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型

○その他通信設備等

令和4年1月31日現在

名 称	場 所	住 所	備 考
有線放送	倉敷かさや農業協同組合	小田郡矢掛町小林17-1	加入世帯2, 223世帯
文字放送	矢掛放送株式会社	小田郡矢掛町矢掛3077-1-2	加入世帯4, 079世帯
矢掛町情報配信メール	矢掛町役場	小田郡矢掛町矢掛3018	加入者3, 450人

資料 1－3 水防資材備蓄状況一覧

令和 4 年 3 月 1 日

倉庫名 資材名	町 関 係					⑥	⑦	合 計
	① 西三成 水防庫	② 旧矢掛 商業高校	③ 各小学校 及び海洋 C	④ 江良 水防庫	⑤ 役場西棟 備蓄庫	岡山県 水防庫	消防団 本部 及び分団	
大型土のう（枚）	10							10
土のう（枚）	2,000			850	900	25,000	8,487	37,237
杭（本）	20			100		600	113	833
ツルハシ	2			1		2	3	8
ロープ（巻）	12					10	53	75
鉄線（k g）						30	196	226
掛矢（個）	11			4		2	20	37
発電機（台）					20(※)		11	31
スコップ（個）	4			15		11	180	210
斧（個）						3	10	13
タコ（個）	1			1			9	11
シート（枚）	140			8		6	122	276
ハシゴ（個）	1						22	23
ボート（台）	2					1	2	5
ジョレン（個）				2		6	30	38
懐中電灯（個）							138	138
鎌（個）						3	36	39
大ハンマー（個）						2	22	24
ジェット シューター（個）							73	73
パール（個）							20	20
油圧ジャッキ（個）							20	20
水（500ml）（本）		294	70					364
アルファ米（食）		6,000						6,000
クラッカー（缶）		816	504					1,320
カンパン（缶）		840	504					1,344
毛布（枚）		624	220		8			852
紙おむつ （子ども用・枚）		470						470
紙おむつ （大人用・枚）		236						236
簡易トイレ （排便収納袋・人分）		4,160						4,160

※インバーター発電機（ホンダエネボEU9iGB）

役場西棟，老人福祉 C，たかつま荘，文化 C，矢掛中学校，各地区小学校，各地区公民館，海洋 C

地 区 名	名 称	所 在 地
矢掛	矢掛町総合運動公園	矢掛342
美川	美川小学校運動場	下高末2686
三谷	三谷コミュニティセンター	横谷1890
川面	B & G 海洋センター（多目的運動公園）	西川面1307-3
小田	小田球場	小田1355-15

資料 1－5 急傾斜地崩壊危険地区（法律指定箇所）

令和 4 年 3 月 1 日現在

市町村名	大字	区域名	告示年月日	告示番号
矢掛町	小林	校/下	H2. 3. 31	県 00336
矢掛町	江良	八池	H26. 10. 17	県 00533
矢掛町	矢掛	堀	H27. 1. 9	県 00009

資料 1－6 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧

令和 4 年 3 月 1 日現在

大字等	箇所名	発生原因となる 自然現象の種類	箇所番号	特別警戒 区 域	基礎調査番号	公示日
矢掛	内神	急傾斜	461K 矢掛 001	○	I-1217	平成 30 年 3 月 30 日
矢掛	金森	急傾斜	461K 矢掛 002	○	I-2375	平成 30 年 3 月 30 日
矢掛	和田川	土石流	461D 矢掛 001	○	I-35067	令和 3 年 6 月 1 日
矢掛	若林川	土石流	461D 矢掛 002	○	I-35071	令和 3 年 6 月 1 日
矢掛	内神川	土石流	461D 矢掛 003		I-35066	平成 26 年 2 月 14 日
矢掛	江木川	土石流	461D 矢掛 004	○	I-35070	令和 3 年 6 月 1 日
矢掛	奥迫川	土石流	461D 矢掛 005	○	I-35072	令和 3 年 6 月 1 日
矢掛	奥迫上川	土石流	461D 矢掛 006	○	I-35073	平成 30 年 3 月 30 日
矢掛	堀西川	土石流	461D 矢掛 007		II-35068	平成 27 年 3 月 20 日
矢掛	堀川	土石流	461D 矢掛 008	○	II-35069	平成 30 年 3 月 30 日
小林	岡本谷	急傾斜	461K 小林 001	○	I-1214	平成 30 年 3 月 30 日
小林	市場	急傾斜	461K 小林 002	○	I-1216	平成 30 年 3 月 30 日
小林	湯田	急傾斜	461K 小林 003	○	I-1215	平成 30 年 3 月 30 日
小林	僧都	急傾斜	461K 小林 004	○	I-1218	平成 30 年 3 月 30 日
小林	校の下	急傾斜	461K 小林 005		I-1219a	平成 21 年 3 月 27 日
小林	校の下	急傾斜	461K 小林 006		I-1219b	平成 21 年 3 月 27 日
小林	能仁寺	急傾斜	461K 小林 007	○	II-950	平成 30 年 3 月 30 日
小林	玉谷川	土石流	461D 小林 001	○	I-35063	令和 3 年 6 月 1 日
小林	河内城川	土石流	461D 小林 002	○	I-35046	平成 30 年 3 月 30 日
小林	岡本谷川	土石流	461D 小林 003		I-35049	平成 26 年 2 月 14 日
小林	井手ノ手下川	土石流	461D 小林 004		I-35065	平成 26 年 2 月 14 日
小林	河内城下川	土石流	461D 小林 005	○	I-35047	平成 30 年 3 月 30 日
小林	奥河内城川	土石流	461D 小林 006	○	II-35048	平成 30 年 3 月 30 日
小林	井手ノ手上川	土石流	461D 小林 007		II-35064	平成 27 年 3 月 20 日
上高末	土井	急傾斜	461K 上高末 001	○	I-2370	令和 2 年 5 月 22 日
上高末	頼政	急傾斜	461K 上高末 002	○	I-1212	令和 2 年 5 月 22 日
上高末	羽無	急傾斜	461K 上高末 003	○	I-2369	令和 2 年 5 月 22 日
上高末	矢原	急傾斜	461K 上高末 004	○	I-2371	令和 2 年 5 月 22 日

大字等	箇所名	発生原因となる 自然現象の種類	箇所番号	特別警戒 区 域	基礎調査番号	公示日
上高末	久谷	急傾斜	461K 上高末 005	○	Ⅱ-934	令和2年5月22日
上高末	奥田	急傾斜	461K 上高末 006	○	Ⅱ-942	令和2年5月22日
上高末	奥田	急傾斜	461K 上高末 007	○	Ⅱ-943	令和2年5月22日
上高末	寺原	急傾斜	461K 上高末 008	○	Ⅱ-932	令和2年5月22日
上高末	矢原-01	急傾斜	461K 上高末 009	○	Ⅱ-933	令和2年5月22日
上高末	山口-01	急傾斜	461K 上高末 010	○	Ⅱ-941	令和2年5月22日
上高末	嘉戸	急傾斜	461K 上高末 011	○	Ⅲ-166	令和2年5月22日
上高末	土井（A）	急傾斜	461K 上高末 012	○	Ⅲ-167	令和2年5月22日
上高末	土井（B）	急傾斜	461K 上高末 013	○	Ⅲ-168	令和2年5月22日
上高末	山口	急傾斜	461K 上高末 014	○	Ⅲ-169	令和2年5月22日
上高末	羽無川-01	土石流	461D 上高末 001	○	I-35003-1	令和2年5月22日
上高末	羽無川-02	土石流	461D 上高末 002	○	I-35003-2	令和2年5月22日
上高末	頼正川	土石流	461D 上高末 003		I-35008	平成25年3月8日
上高末	羽無川	土石流	461D 上高末 004	○	I-35002	令和2年5月22日
上高末	寺原川	土石流	461D 上高末 005	○	I-35009	令和2年5月22日
上高末	殿ヶ市川	土石流	461D 上高末 006	○	I-35007	令和2年5月22日
上高末	土井川	土石流	461D 上高末 007		I-35010	平成27年3月20日
上高末	金比羅川	土石流	461D 上高末 008	○	Ⅱ-35001	令和2年5月22日
上高末	羽無谷	土石流	461D 上高末 009	○	Ⅱ-35004	令和2年5月22日
上高末	土井田北川	土石流	461D 上高末 010	○	Ⅱ-35005	令和2年5月22日
上高末	北久谷川	土石流	461D 上高末 011	○	Ⅱ-35011	令和2年5月22日
上高末	下久谷川	土石流	461D 上高末 012	○	Ⅱ-35012	令和2年5月22日
上高末	上久谷川	土石流	461D 上高末 013	○	Ⅱ-35013	令和2年5月22日
上高末	山口中川	土石流	461D 上高末 014	○	Ⅱ-35017	令和2年5月22日
上高末	山口上川	土石流	461D 上高末 015	○	Ⅱ-35018	令和2年5月22日
上高末	茶屋ヶ鼻川	土石流	461D 上高末 016	○	Ⅱ-35028	令和3年6月1日
上高末	馬場川	土石流	461D 上高末 017	○	Ⅱ-35029	令和2年5月22日
上高末	山口下川	土石流	461D 上高末 018		Ⅱ-35031	平成27年3月20日
上高末	馬場上川	土石流	461D 上高末 019		Ⅲ-35030	平成27年3月20日
下高末	城平	急傾斜	461K 下高末 001	○	I-2372	令和2年5月22日
下高末	平城（A）	急傾斜	461K 下高末 002	○	Ⅱ-938	令和2年5月22日
下高末	平宇角	急傾斜	461K 下高末 003	○	Ⅱ-948	令和2年5月22日
下高末	三ヶ原	急傾斜	461K 下高末 004	○	Ⅱ-944	令和2年5月22日
下高末	三ヶ原	急傾斜	461K 下高末 005	○	Ⅱ-945	令和2年5月22日
下高末	真成迫	急傾斜	461K 下高末 006	○	Ⅱ-947	令和2年5月22日
下高末	城平-01	急傾斜	461K 下高末 007	○	Ⅱ-939	令和2年5月22日
下高末	城平-02	急傾斜	461K 下高末 008	○	Ⅱ-940	令和2年5月22日
下高末	川東	急傾斜	461K 下高末 009	○	Ⅱ-946	令和2年5月22日
下高末	下高階	急傾斜	461K 下高末 010	○	Ⅲ-171	令和2年5月22日
下高末	平宇角	急傾斜	461K 下高末 011	○	Ⅲ-172	令和2年5月22日
下高末	桜木川	土石流	461D 下高末 001	○	I-35025	令和3年6月1日
下高末	城平川	土石流	461D 下高末 002	○	Ⅱ-35026	令和2年5月22日
下高末	城平上川	土石流	461D 下高末 003		Ⅱ-35027	平成27年3月20日
下高末	上高階川	土石流	461D 下高末 004		Ⅱ-35034	平成27年3月20日
下高末	谷本川	土石流	461D 下高末 005	○	Ⅱ-35035	令和2年5月22日
下高末	平宇角川	土石流	461D 下高末 006	○	Ⅱ-35036	令和2年5月22日

大字等	箇所名	発生原因となる 自然現象の種類	箇所番号	特別警戒 区 域	基礎調査番号	公示日
宇角	大紫池川	土石流	461D 宇角 001	○	I-35059	令和2年5月22日
宇角	大唐田川	土石流	461D 宇角 002		I-35057	平成25年3月8日
宇角	東谷東川	土石流	461D 宇角 003	○	I-35061	令和2年5月22日
宇角	塚原東川	土石流	461D 宇角 004		I-35056	平成26年11月25日
宇角	大唐田上川	土石流	461D 宇角 005	○	III-35058	令和2年5月22日
内田	中谷	急傾斜	461K 内田 001	○	I-1213	令和2年5月22日
内田	空	急傾斜	461K 内田 002	○	II-936	令和2年5月22日
内田	井ノ口	急傾斜	461K 内田 003	○	I-2373	令和2年5月22日
内田	鳥越	急傾斜	461K 内田 004	○	I-2374	令和2年5月22日
内田	田淵	急傾斜	461K 内田 005	○	II-937	令和2年5月22日
内田	岡谷-01	急傾斜	461K 内田 006	○	II-935	令和2年5月22日
内田	井ノ口-01	急傾斜	461K 内田 007		II-949	平成23年3月4日
内田	岡谷	急傾斜	461K 内田 008	○	III-170	令和2年5月22日
内田	古屋谷川	土石流	461D 内田 001	○	I-35051	令和3年6月1日
内田	岡谷川	土石流	461D 内田 002		I-35022	平成26年2月14日
内田	空上川	土石流	461D 内田 003		I-35023	平成26年2月14日
内田	古浦下川	土石流	461D 内田 004	○	I-35032	令和2年5月22日
内田	鳥越川	土石流	461D 内田 005		I-35053	平成26年2月14日
内田	岡谷西川	土石流	461D 内田 006	○	II-35020	令和2年5月22日
内田	岡谷谷	土石流	461D 内田 007		II-35021	平成27年3月20日
内田	砂原川	土石流	461D 内田 008	○	II-35024	令和2年5月22日
内田	古浦上川	土石流	461D 内田 009		II-35033	平成27年3月20日
内田	古屋谷下川	土石流	461D 内田 010		II-35052	平成27年3月20日
東三成	谷川内	急傾斜	461K 東三成 001	○	I-2385	令和3年6月1日
東三成	車谷	急傾斜	461K 東三成 002	○	I-2376	令和3年6月1日
東三成	藤ノ棚	急傾斜	461K 東三成 003	○	I-2386	令和3年6月1日
東三成	折坂	急傾斜	461K 東三成 004	○	—	令和3年6月1日
東三成	吉野川-01	土石流	461D 東三成 001		I-35082-1	平成24年3月27日
東三成	吉野川-02	土石流	461D 東三成 002		I-35082-2	平成24年3月27日
東三成	堀大師川	土石流	461D 東三成 003		I-35147	平成24年3月27日
東三成	川原谷川	土石流	461D 東三成 004	○	I-35148	令和3年6月1日
東三成	吉野川	土石流	461D 東三成 005		I-35081	平成26年2月14日
東三成	吉野下川	土石流	461D 東三成 006	○	I-35080	令和3年6月1日
東三成	折坂川	土石流	461D 東三成 007	○	I-35145	令和3年6月1日
東三成	谷川内川	土石流	461D 東三成 008		I-35146	平成26年11月25日
東三成	大谷川	土石流	461D 東三成 009	○	II-35074	令和3年6月1日
東三成	車谷川	土石流	461D 東三成 010	○	II-35075	令和3年6月1日
東三成	車谷下川 (A)	土石流	461D 東三成 011		II-35076-1	平成27年3月20日
東三成	車谷下川 (B)	土石流	461D 東三成 012	○	II-35076-2	令和3年6月1日
東三成	北東土井川	土石流	461D 東三成 013		II-35077	平成27年3月20日
東三成	東土井川	土石流	461D 東三成 014		II-35078	平成27年3月20日
東三成	南東土井川	土石流	461D 東三成 015		II-35079	平成27年3月20日
横谷	慶知庵	急傾斜	461K 横谷 001	○	I-2384	令和3年6月1日
横谷	大渡	急傾斜	461K 横谷 002	○	II-968	令和3年6月1日
横谷	大渡	急傾斜	461K 横谷 003	○	II-970	令和3年6月1日
横谷	青木	急傾斜	461K 横谷 004	○	II-966	令和3年6月1日

大字等	箇所名	発生原因となる 自然現象の種類	箇所番号	特別警戒 区 域	基礎調査番号	公示日
横谷	井谷-01	急傾斜	461K 横谷 005	○	Ⅱ-967	令和3年6月1日
横谷	井谷	急傾斜	461K 横谷 006	○	Ⅲ-176	令和3年6月1日
横谷	大渡池川	土石流	461D 横谷 001	○	I-35159	令和3年6月1日
横谷	円道坊川	土石流	461D 横谷 002		I-35143	平成26年2月14日
横谷	大谷	土石流	461D 横谷 003		I-35150	平成26年2月14日
横谷	金山谷川	土石流	461D 横谷 004		I-35154	平成26年2月14日
横谷	大渡川	土石流	461D 横谷 005		I-35158	平成26年2月14日
横谷	横谷川	土石流	461D 横谷 006	○	I-35135	令和3年6月1日
横谷	柏木川	土石流	461D 横谷 007	○	I-35137	令和3年6月1日
横谷	猪又川	土石流	461D 横谷 008	○	I-35139	令和3年6月1日
横谷	平林上川	土石流	461D 横谷 009	○	I-35149	令和3年6月1日
横谷	川原川	土石流	461D 横谷 010	○	I-35153	令和3年6月1日
横谷	西迫川	土石流	461D 横谷 011	○	Ⅱ-35129	令和3年6月1日
横谷	長谷川	土石流	461D 横谷 012		Ⅱ-35130	平成27年3月20日
横谷	柏木北川	土石流	461D 横谷 013		Ⅱ-35136	平成27年3月20日
横谷	柏木上川	土石流	461D 横谷 014		Ⅱ-35138	平成27年3月20日
横谷	大渡上川-01	土石流	461D 横谷 015	○	Ⅱ-35155	令和3年6月1日
横谷	大渡川（A）	土石流	461D 横谷 016	○	Ⅱ-35156	令和3年6月1日
横谷	大渡上川-02	土石流	461D 横谷 017	○	Ⅱ-35157	令和3年6月1日
横谷	大渡南川	土石流	461D 横谷 018	○	Ⅲ-35160	令和3年6月1日
里山田	下谷	急傾斜	461K 里山田 001	○	Ⅱ-964	令和3年6月1日
里山田	池尻川	土石流	461D 里山田 001	○	I-35125	令和3年6月1日
里山田	橋本下川-01	土石流	461D 里山田 002	○	I-35124	令和3年6月1日
里山田	土井川-01	土石流	461D 里山田 003	○	I-35115-01	令和3年6月1日
里山田	土井川-02	土石流	461D 里山田 004	○	I-35115-02	令和3年6月1日
里山田	紙屋川	土石流	461D 里山田 005	○	I-35120	令和3年6月1日
里山田	橋本下川	土石流	461D 里山田 006		I-35123	平成26年2月14日
里山田	清水谷川	土石流	461D 里山田 007	○	I-35119	令和3年6月1日
里山田	上谷下川	土石流	461D 里山田 008	○	I-35121	令和3年6月1日
里山田	橋本川	土石流	461D 里山田 009		I-35122	平成26年11月25日
里山田	七日市川	土石流	461D 里山田 010	○	Ⅱ-35114	令和3年6月1日
里山田	奥土井川	土石流	461D 里山田 011		Ⅱ-35116	平成27年3月20日
里山田	畑ヶ中川	土石流	461D 里山田 012	○	Ⅲ-35117	令和3年6月1日
里山田	清水谷下川	土石流	461D 里山田 013	○	Ⅲ-35118	令和3年6月1日
南山田	広石	急傾斜	461K 南山田 001	○	Ⅱ-965	令和3年6月1日
南山田	上山	急傾斜	461K 南山田 002	○	Ⅲ-177	令和3年6月1日
南山田	広石川	土石流	461D 南山田 001	○	I-35141	令和3年6月1日
南山田	曜星川	土石流	461D 南山田 002	○	I-35164	令和3年6月1日
南山田	猪又東川	土石流	461D 南山田 003	○	I-35166	令和3年6月1日
南山田	神ノ脇下川	土石流	461D 南山田 004	○	I-35128	令和3年6月1日
南山田	山門池川	土石流	461D 南山田 005		I-35142	平成25年3月8日
南山田	神ノ脇川	土石流	461D 南山田 006	○	I-35127	令和3年6月1日
南山田	小道川	土石流	461D 南山田 007	○	I-35140	令和3年6月1日
南山田	宇根川	土石流	461D 南山田 008		I-35163	平成26年2月14日
南山田	神ノ脇上川	土石流	461D 南山田 009	○	I-35126	令和3年6月1日
南山田	猪又西川	土石流	461D 南山田 010		I-35165	平成26年11月25日

大字等	箇所名	発生原因となる 自然現象の種類	箇所番号	特別警戒 区 域	基礎調査番号	公示日
南山田	神田川	土石流	461D 南山田 011	○	Ⅲ-35161	令和3年6月1日
南山田	神ノ脇川	土石流	461D 南山田 012	○	Ⅲ-35162	令和3年6月1日
中	江本	急傾斜	461K 中 001	○	I-1228	令和3年6月1日
中	江本東川	土石流	461D 中 001	○	I-35134	令和3年6月1日
中	白江上川	土石流	461D 中 002	○	I-35132	令和3年6月1日
中	白江川	土石流	461D 中 003	○	I-35131	令和3年6月1日
中	江本西川	土石流	461D 中 004	○	I-35133	令和3年6月1日
宇内	金原	急傾斜	461K 宇内 001	○	I-2377	令和元年5月21日
宇内	原	急傾斜	461K 宇内 002	○	I-2378	令和元年5月21日
宇内	平矢	急傾斜	461K 宇内 003	○	Ⅱ-952	令和元年5月21日
宇内	平矢	急傾斜	461K 宇内 004	○	Ⅱ-953	令和元年5月21日
宇内	谷	急傾斜	461K 宇内 005	○	Ⅱ-954	令和元年5月21日
宇内	原-01	急傾斜	461K 宇内 006	○	Ⅱ-955	令和元年5月21日
宇内	金原川	土石流	461D 宇内 001		I-35038	平成24年3月27日
宇内	谷川	土石流	461D 宇内 002	○	I-35039	令和元年5月21日
宇内	大桜川	土石流	461D 宇内 003	○	I-35095	令和元年5月21日
宇内	原上川	土石流	461D 宇内 004	○	Ⅱ-35091	令和元年5月21日
宇内	原川	土石流	461D 宇内 005	○	Ⅱ-35092	令和元年5月21日
宇内	原下川	土石流	461D 宇内 006	○	Ⅱ-35093	令和元年5月21日
宇内	大桜西川	土石流	461D 宇内 007	○	Ⅱ-35094	令和元年5月21日
宇内	大桜東川	土石流	461D 宇内 008	○	Ⅱ-35096	令和元年5月21日
宇内	毛野川	土石流	461D 宇内 009	○	Ⅲ-35037	令和元年5月21日
西川面	石田	急傾斜	461K 西川面 001	○	I-2379	令和元年5月21日
西川面	川田	急傾斜	461K 西川面 002	○	I-1220	令和元年5月21日
西川面	三王	急傾斜	461K 西川面 003	○	Ⅱ-956	令和元年5月21日
西川面	奥山	急傾斜	461K 西川面 004	○	Ⅱ-951-1	令和元年5月21日
西川面	仏谷川	土石流	461D 西川面 001	○	Ⅱ-35045	令和元年5月21日
西川面	正清川	土石流	461D 西川面 002		Ⅱ-35040	平成27年3月20日
西川面	奥山西川	土石流	461D 西川面 003	○	Ⅱ-35041	令和元年5月21日
西川面	米田川	土石流	461D 西川面 004		Ⅱ-35042	平成27年3月20日
西川面	奥山中川	土石流	461D 西川面 005	○	Ⅱ-35043	令和元年5月21日
西川面	下在川	土石流	461D 西川面 006	○	Ⅲ-35097	令和元年5月21日
東川面	向山川	土石流	461D 東川面 001	○	I-35112	令和元年5月21日
本堀	片山	急傾斜	461K 本堀 001	○	I-1222	令和元年5月21日
本堀	上西川	土石流	461D 本堀 001		I-35099	平成25年3月8日
本堀	上東川	土石流	461D 本堀 002		I-35100	平成26年2月14日
浅海	宮谷	急傾斜	461K 浅海 001	○	I-1224	令和元年5月21日
浅海	日妻	急傾斜	461K 浅海 002	○	I-1225	令和元年5月21日
浅海	田鶴南	急傾斜	461K 浅海 003	○	I-1226	令和元年5月21日
浅海	一の瀬川	土石流	461D 浅海 001	○	I-35104	令和3年6月1日
浅海	日妻川	土石流	461D 浅海 002	○	I-35103	令和元年5月21日
浅海	高柳川	土石流	461D 浅海 003	○	I-35102	令和元年5月21日
浅海	魚切川	土石流	461D 浅海 004	○	Ⅱ-35101	令和元年5月21日
江良	寺谷	急傾斜	461K 江良 001	○	I-2383	令和元年5月21日
江良	王子前川	土石流	461D 江良 001	○	I-35108	令和元年5月21日
江良	南奥山川	土石流	461D 江良 002	○	I-35106	令和3年6月1日

大字等	箇所名	発生原因となる 自然現象の種類	箇所番号	特別警戒 区 域	基礎調査番号	公示日
江良	南奥山谷	土石流	461D 江良 003	○	I-35107	令和元年5月21日
江良	岡田川	土石流	461D 江良 004	○	I-35109	令和元年5月21日
江良	寺田谷川	土石流	461D 江良 005	○	I-35110	令和3年6月1日
江良	寺谷川	土石流	461D 江良 006		I-35111	平成26年11月25日
江良	向山上川	土石流	461D 江良 007	○	III-35113	令和元年5月21日
小田	寺迫	急傾斜	461K 小田 001	○	I-1227	平成30年3月30日
小田	日置谷	急傾斜	461K 小田 002	○	I-2380	平成30年3月30日
小田	土井ヶ原	急傾斜	461K 小田 003	○	I-2381	平成30年3月30日
小田	中小田	急傾斜	461K 小田 004	○	I-2382	平成30年3月30日
小田	熊	急傾斜	461K 小田 005	○	I-1223	平成30年3月30日
小田	亀山	急傾斜	461K 小田 006	○	II-961	平成30年3月30日
小田	日置谷	急傾斜	461K 小田 007	○	II-962	平成30年3月30日
小田	日置谷	急傾斜	461K 小田 008	○	II-963	平成30年3月30日
小田	山ノ上	急傾斜	461K 小田 009	○	II-957	平成30年3月30日
小田	土井ヶ原-01	急傾斜	461K 小田 010	○	II-958	平成30年3月30日
小田	八幡谷-01	急傾斜	461K 小田 011	○	II-959	平成30年3月30日
小田	八幡谷-02	急傾斜	461K 小田 012	○	II-960	平成30年3月30日
小田	土井ヶ原	急傾斜	461K 小田 013	○	III-173	平成30年3月30日
小田	八幡谷川	土石流	461D 小田 001		I-35084	平成24年3月27日
小田	日置谷川	土石流	461D 小田 002	○	I-35086	平成30年3月30日
小田	日置谷中川	土石流	461D 小田 003		I-35087	平成26年2月14日
小田	日置谷上川	土石流	461D 小田 004	○	I-35088	令和3年6月1日
小田	日置谷下川	土石流	461D 小田 005		II-35085	平成27年3月20日
小田	小田地上川	土石流	461D 小田 006	○	II-35089	平成30年3月30日
小田	小田地下川	土石流	461D 小田 007		II-35090	平成27年3月20日
小田	梅谷池川	土石流	461D 小田 008		II-35098	平成27年3月20日

資料 1－7 山地災害危険地区

○山腹崩壊危険地区

令和4年3月1日現在

県民局名	危険地区 番号	地 区 名	位置			保安林 の 指 定
			市町村	大字	字	
備中県民局	461-001-001	高柳	小田郡矢掛町	浅海	高柳	無
備中県民局	461-001-002	矢神	小田郡矢掛町	浅海	矢神	有
備中県民局	461-001-003	毎戸	小田郡矢掛町	浅海	毎戸	有
備中県民局	461-001-004	大井	小田郡矢掛町	浅海	大井	無
備中県民局	461-002-001	谷本	小田郡矢掛町	宇角	谷本	無
備中県民局	461-002-002	塚原	小田郡矢掛町	宇角	塚原	無
備中県民局	461-003-001	岡谷	小田郡矢掛町	内田	岡谷	無
備中県民局	461-003-002	鳥越	小田郡矢掛町	内田	鳥越	無
備中県民局	461-003-003	古浦	小田郡矢掛町	内田	古浦	無
備中県民局	461-003-004	田渕	小田郡矢掛町	内田	田渕	無
備中県民局	461-004-001	大桜	小田郡矢掛町	宇内	大桜	有
備中県民局	461-004-002	室屋	小田郡矢掛町	宇内	室屋	有
備中県民局	461-004-003	今石1	小田郡矢掛町	宇内	今石	無
備中県民局	461-004-004	今石2	小田郡矢掛町	宇内	今石	無
備中県民局	461-005-001	八谷	小田郡矢掛町	江良	八谷	無
備中県民局	461-006-001	岩屋前	小田郡矢掛町	小田	岩屋前	有
備中県民局	461-006-002	七屋敷	小田郡矢掛町	小田	七屋敷	無
備中県民局	461-006-003	羽賀峠	小田郡矢掛町	小田	羽賀峠	無
備中県民局	461-006-004	中小田	小田郡矢掛町	小田	中小田	有
備中県民局	461-006-005	熊	小田郡矢掛町	小田	熊	有
備中県民局	461-006-006	亀麓	小田郡矢掛町	小田	亀麓	無
備中県民局	461-006-007	八幡谷	小田郡矢掛町	小田	八幡谷	無
備中県民局	461-007-001	河内城	小田郡矢掛町	小林	河内城	無
備中県民局	461-007-002	峠	小田郡矢掛町	小林	峠西	無
備中県民局	461-007-003	岡本谷	小田郡矢掛町	小林	岡本谷	有
備中県民局	461-007-004	井出手	小田郡矢掛町	小林	井出手	有
備中県民局	461-007-005	僧都	小田郡矢掛町	小林	僧都	無
備中県民局	461-008-001	頼正	小田郡矢掛町	上高末	頼正	無
備中県民局	461-008-002	土井	小田郡矢掛町	上高末	土井	無
備中県民局	461-008-003	奥田	小田郡矢掛町	上高末	奥田	無
備中県民局	461-008-004	茶屋ヶ鼻	小田郡矢掛町	上高末	茶屋ヶ鼻	無
備中県民局	461-008-005	久谷	小田郡矢掛町	上高末	久谷	無
備中県民局	461-008-006	羽無	小田郡矢掛町	上高末	羽無	無
備中県民局	461-008-007	鬼ヶ嶽ダム	小田郡矢掛町	上高末		有
備中県民局	461-008-008	山口	小田郡矢掛町	上高末	山口	無
備中県民局	461-009-001	七日市	小田郡矢掛町	里山田	七日市	無
備中県民局	461-010-001	三ヶ原下	小田郡矢掛町	下高末	三ヶ原下	無
備中県民局	461-010-002	切畑	小田郡矢掛町	下高末	切畑	無
備中県民局	461-010-003	下ヶ市	小田郡矢掛町	下高末	下ヶ市	無
備中県民局	461-010-004	茶屋鼻	小田郡矢掛町	下高末	茶屋鼻	無
備中県民局	461-010-005	桜木	小田郡矢掛町	下高末	桜木	無
備中県民局	461-011-001	白江	小田郡矢掛町	中	白江	有
備中県民局	461-011-002	中原	小田郡矢掛町	中	中原	無
備中県民局	461-012-001	佛田2号	小田郡矢掛町	西川面	佛田2号	無
備中県民局	461-012-002	奥山1	小田郡矢掛町	西川面	奥山	無
備中県民局	461-012-003	奥山2	小田郡矢掛町	西川面	奥山	有
備中県民局	461-012-004	仏田	小田郡矢掛町	西川面	仏田	有
備中県民局	461-012-005	山王	小田郡矢掛町	西川面	山王	有
備中県民局	461-012-006	下在	小田郡矢掛町	西川面	下在	無
備中県民局	461-014-001	大明地	小田郡矢掛町	東三成	大明地	無
備中県民局	461-014-002	折坂	小田郡矢掛町	東三成	折坂	無
備中県民局	461-014-003	車谷	小田郡矢掛町	東三成	車谷	無

県民局名	危険地区 番 号	地 区 名	位置			保安林 の 指 定
			市町村	大字	字	
備中県民局	461-014-004	大明地2	小田郡矢掛町	東三成	大明地2	無
備中県民局	461-014-005	折坂	小田郡矢掛町	東三成	折坂	有
備中県民局	461-015-001	神ノ脇	小田郡矢掛町	南山田	神ノ脇	有
備中県民局	461-015-002	神ノ脇2	小田郡矢掛町	南山田	神ノ脇	無
備中県民局	461-015-003	広石	小田郡矢掛町	南山田	広石	無
備中県民局	461-016-001	石井	小田郡矢掛町	本堀	石井	無
備中県民局	461-016-003	林田	小田郡矢掛町	本堀	中	無
備中県民局	461-017-001	堀	小田郡矢掛町	矢掛	堀	有
備中県民局	461-017-002	宮ノ前	小田郡矢掛町	矢掛	宮ノ前	無
備中県民局	461-017-003	奥迫	小田郡矢掛町	矢掛	奥迫	有
備中県民局	461-017-004	和田	小田郡矢掛町	矢掛	和田	有
備中県民局	461-018-001	横谷	小田郡矢掛町	横谷		無
備中県民局	461-018-002	横谷	小田郡矢掛町	横谷	大平	無
市町村計=65						

○崩壊土砂流危険地区（農林水産省林野庁所管）

令和4年3月1日現在

県民局名	危険地区 番号	地区名	位置			保安林 の 指 定
			市町村	大字	字	
備中県民局	461-001-001	山手	小田郡矢掛町	浅海	山手	有
備中県民局	461-001-002	浅海	小田郡矢掛町	浅海	福の谷	無
備中県民局	461-001-003	高柳	小田郡矢掛町	浅海	高柳	無
備中県民局	461-002-001	平字角	小田郡矢掛町	字角	平字角奥	無
備中県民局	461-003-001	古屋谷	小田郡矢掛町	内田	古屋谷	有
備中県民局	461-004-001	感応寺	小田郡矢掛町	宇内	感応寺	有
備中県民局	461-004-002	原東	小田郡矢掛町	宇内	守屋	有
備中県民局	461-004-003	滝寺	小田郡矢掛町	宇内	滝寺	有
備中県民局	461-004-004	原	小田郡矢掛町	宇内	原	有
備中県民局	461-004-005	天満	小田郡矢掛町	宇内	天満谷	有
備中県民局	461-005-001	二ツ谷	小田郡矢掛町	江良	二ツ谷	有
備中県民局	461-005-002	寺谷	小田郡矢掛町	江良	寺谷	有
備中県民局	461-005-003	奥山	小田郡矢掛町	江良	奥山	有
備中県民局	461-006-001	楠谷	小田郡矢掛町	小田	楠谷	有
備中県民局	461-006-002	小田寺	小田郡矢掛町	小田	小田寺	有
備中県民局	461-007-001	大谷	小田郡矢掛町	小林	大谷	有
備中県民局	461-007-002	岡本谷	小田郡矢掛町	小林	岡本谷1728-1	有
備中県民局	461-007-003	岡本谷2	小田郡矢掛町	小林	岡本谷	有
備中県民局	461-007-004	河内城	小田郡矢掛町	小林		無
備中県民局	461-008-001	山口	小田郡矢掛町	上高末	山口	有
備中県民局	461-008-002	三角22	小田郡矢掛町	上高末	三角	有
備中県民局	461-008-003	三角43	小田郡矢掛町	上高末	三角	有
備中県民局	461-008-004	羽無1	小田郡矢掛町	上高末	羽無	有
備中県民局	461-008-005	羽無2	小田郡矢掛町	上高末	羽無	有
備中県民局	461-008-006	羽無3	小田郡矢掛町	上高末	羽無	有
備中県民局	461-008-007	鬼ヶ岳	小田郡矢掛町	上高末	鬼ヶ岳	有
備中県民局	461-008-008	久谷	小田郡矢掛町	上高末	久谷	有
備中県民局	461-009-001	六頂山	小田郡矢掛町	里山田	六頂山	有
備中県民局	461-009-002	五頂山	小田郡矢掛町	里山田	五頂山	有
備中県民局	461-009-003	七頂山	小田郡矢掛町	里山田	七頂山	有
備中県民局	461-009-004	三頂山	小田郡矢掛町	里山田	三頂山	有
備中県民局	461-009-005	五反田池	小田郡矢掛町	里山田	五反田池	無
備中県民局	461-009-006	一頂山	小田郡矢掛町	里山田	一頂山	有
備中県民局	461-009-007	下谷	小田郡矢掛町	里山田	下谷	無
備中県民局	461-009-008	上谷2	小田郡矢掛町	里山田	上谷	無
備中県民局	461-009-009	上谷2	小田郡矢掛町	里山田	上谷	無
備中県民局	461-009-010	里山田	小田郡矢掛町	里山田	七頂山	有
備中県民局	461-009-011	畑ヶ中	小田郡矢掛町	里山田	畑ヶ中	有
備中県民局	461-009-012	二頂山	小田郡矢掛町	里山田	二頂山	有
備中県民局	461-009-013	畑ヶ中2	小田郡矢掛町	里山田	畑ヶ中	有
備中県民局	461-009-014	上谷3	小田郡矢掛町	里山田	上谷	無
備中県民局	461-009-015	橋本	小田郡矢掛町	里山田	橋本	有
備中県民局	461-010-001	井頭谷	小田郡矢掛町	下高末	井頭谷	有

県民局名	危険地区 番 号	地 区 名	位置			保安林 の 指 定
			市町村	大字	字	
備中県民局	461-010-002	切畑	小田郡矢掛町	下高末	切畑	有
備中県民局	461-011-001	中	小田郡矢掛町	中	横尾寺	無
備中県民局	461-011-002	中	小田郡矢掛町	中	一	無
備中県民局	461-013-001	向山2号	小田郡矢掛町	東川面	向山2号	有
備中県民局	461-014-001	折坂	小田郡矢掛町	東三成	折坂	有
備中県民局	461-014-002	土井7	小田郡矢掛町	東三成	土井	有
備中県民局	461-014-003	土井20	小田郡矢掛町	東三成	土井	有
備中県民局	461-014-004	車谷	小田郡矢掛町	東三成	車谷	有
備中県民局	461-014-005	車谷 2	小田郡矢掛町	東三成	車谷	有
備中県民局	461-014-006	大谷1	小田郡矢掛町	東三成	大谷池	有
備中県民局	461-014-007	大谷2	小田郡矢掛町	東三成	大谷池	有
備中県民局	461-014-008	車谷3	小田郡矢掛町	東三成	車谷	有
備中県民局	461-014-009	車谷4	小田郡矢掛町	東三成	車池	有
備中県民局	461-014-010	車谷5	小田郡矢掛町	東三成	車谷	有
備中県民局	461-014-011	車谷6	小田郡矢掛町	東三成	車谷	無
備中県民局	461-014-012	市場 1	小田郡矢掛町	東三成	市場奥	有
備中県民局	461-014-013	市場2	小田郡矢掛町	東三成	市場奥	有
備中県民局	461-014-014	藤ノ柵	小田郡矢掛町	東三成	藤ノ柵	有
備中県民局	461-014-015	東山	小田郡矢掛町	東三成	東山	有
備中県民局	461-014-016	吉野	小田郡矢掛町	東三成	大明地	無
備中県民局	461-015-001	湯舟	小田郡矢掛町	南山田	湯舟	無
備中県民局	461-015-002	曜星	小田郡矢掛町	南山田	曜星	有
備中県民局	461-015-003	神明	小田郡矢掛町	南山田	神脇	無
備中県民局	461-015-004	神ノ脇 1	小田郡矢掛町	南山田	神ノ脇	無
備中県民局	461-015-005	神ノ脇2	小田郡矢掛町	南山田	神ノ脇	無
備中県民局	461-015-006	神ノ脇3	小田郡矢掛町	南山田	神ノ脇	無
備中県民局	461-015-007	上山	小田郡矢掛町	南山田	上山	無
備中県民局	461-015-008	広石	小田郡矢掛町	南山田	広石	無
備中県民局	461-015-009	龍王	小田郡矢掛町	南山田	竹林寺裏	無
備中県民局	461-016-001	矢谷2号	小田郡矢掛町	本堀	矢谷2号	有
備中県民局	461-017-001	奥迫	小田郡矢掛町	矢掛	奥迫	有
備中県民局	461-017-002	内神 2	小田郡矢掛町	矢掛	内神	有
備中県民局	461-017-003	奥迫上	小田郡矢掛町	矢掛	奥迫	有
備中県民局	461-017-004	内神41	小田郡矢掛町	矢掛	内神	有
備中県民局	461-017-005	若林	小田郡矢掛町	矢掛	若林	有
備中県民局	461-018-001	平林	小田郡矢掛町	横谷	平林	有
備中県民局	461-018-002	大渡	小田郡矢掛町	横谷	大渡	無
備中県民局	461-018-003	藤原	小田郡矢掛町	横谷	弥高山之内	有
備中県民局	461-018-004	道ノ上	小田郡矢掛町	横谷	大渡ノ内道ノ上	有
備中県民局	461-018-005	小山奥	小田郡矢掛町	横谷	小山奥	有
備中県民局	461-018-006	小谷平	小田郡矢掛町	横谷	小谷平	有
市町村計=84						

資料 1－8 重要水防箇所一覧

令和 4 年 3 月 1 日現在

河川 海岸 番号	区域	延長(m)		危険状況		担当水防 管理団体	水防工法	所要資材	担当県民局 地域事務所
1	小田郡矢掛町東三成	右岸	100	要	旧川跡	矢掛町			井笠地域事務所
2	小田郡矢掛町東三成	右岸	(100)	B	漏水	矢掛町	釜段工	土のう 1 5 0 鋼杭 2 6 木杭 4	井笠地域事務所
3	小田郡矢掛町東三成	右岸	600	B	堤防高不足	矢掛町	積土のう工	土のう 8, 4 0 0 木杭 2, 4 0 0	井笠地域事務所
4	小田郡矢掛町東三成	右岸	(250)	要	旧川跡	矢掛町			井笠地域事務所
5	小田郡矢掛町東三成	右岸	(250)	B	漏水	矢掛町	釜段工	土のう 3 7 5 鋼杭 6 5 木杭 1 0	井笠地域事務所
6	小田郡矢掛町東三成	右岸	400 (500)	B	すべり	矢掛町	折り返し工	土のう 2, 9 7 0 竹 1, 1 7 0	井笠地域事務所
7	小田郡矢掛町東三成	左岸	100	要	旧川跡	矢掛町			井笠地域事務所
8	小田郡矢掛町東三成	右岸	50	要	旧川跡	矢掛町			井笠地域事務所
9	小田郡矢掛町東三成	右岸	(50)	B	漏水	矢掛町	釜段工	土のう 7 5 鋼杭 1 3 木杭 2	井笠地域事務所
10	小田郡矢掛町東三成 ～矢掛町横谷	右岸	250	B	堤防高不足	矢掛町	積土のう工	土のう 3, 5 0 0 木杭 1, 0 0 0	井笠地域事務所
11	小田郡矢掛町横谷	右岸	200	A	堤防高不足	矢掛町	積土のう工	土のう 2, 8 0 0 木杭 8 0 0	井笠地域事務所
12	小田郡矢掛町東三成	左岸	150	要	旧川跡	矢掛町			井笠地域事務所
13	小田郡矢掛町東三成	左岸	(150)	B	漏水	矢掛町	釜段工	土のう 2 2 5 鋼杭 3 9 木杭 6	井笠地域事務所
14	小田郡矢掛町中	右岸	400	B	堤防高不足	矢掛町	積土のう工	土のう 5, 6 0 0 木杭 1, 6 0 0	井笠地域事務所
15	小田郡矢掛町東三成	左岸	(50)	要	旧川跡	矢掛町			井笠地域事務所
16	小田郡矢掛町東三成	左岸	200	B	堤防高不足	矢掛町	積土のう工	土のう 2, 8 0 0 木杭 8 0 0	井笠地域事務所
17	小田郡矢掛町東三成	左岸	(50)	B	漏水	矢掛町	釜段工	土のう 7 5 鋼杭 1 3 木杭 2	井笠地域事務所
18	小田郡矢掛町中 ～矢掛町里山田	右岸	1250	B	堤防高不足	矢掛町	積土のう工	土のう 1 7, 5 0 0 木杭 5, 0 0 0	井笠地域事務所
19	小田郡矢掛町中	右岸	(800)	要	旧川跡	矢掛町			井笠地域事務所
20	小田郡矢掛町中	右岸	450 (1050)	A	漏水	矢掛町	月輪工	土のう 3, 6 7 5 鋼杭 4 4 0 木杭 4 2	井笠地域事務所
21	小田郡矢掛町里山田	右岸	(80)	B	すべり	矢掛町	折り返し工	土のう 2 6 4 竹 1 0 4	井笠地域事務所
22	小田郡矢掛町	左岸	250	B	堤防高不足	矢掛町	積土のう工	土のう 3, 5 0 0 木杭 1, 0 0 0	井笠地域事務所
23	小田郡矢掛町	左岸	450	B	堤防高不足	矢掛町	積土のう工	土のう 6, 3 0 0 木杭 1, 8 0 0	井笠地域事務所
24	小田郡矢掛町	左岸	-	B	水衝・洗掘	矢掛町	木流し工	土のう 5 木杭 1	井笠地域事務所

								雑木 1	
25	小田郡矢掛町東川面 ～矢掛町江良	左岸	200	B	すべり	矢掛町	折り返し工	土のう 6 6 0 竹 2 6 0	井笠地域事務所
26	小田郡矢掛町江良	右岸	-	B	水衝・洗掘	矢掛町	木流し工	土のう 5 木杭 1 雑木 1	井笠地域事務所
27	小田郡矢掛町本堀	左岸	40	B	すべり	矢掛町	表席張工	防水シート 1 6 土のう 8 0 木杭 4 8 竹 9 6	井笠地域事務所
28	小田郡矢掛町本堀	左岸	100	B	水衝・洗掘	矢掛町	木流し工	土のう 5 0 木杭 1 0 雑木 1 0	井笠地域事務所
29	小田郡矢掛町本堀	左岸	-	B	水衝・洗掘	矢掛町	木流し工	土のう 5 木杭 1 雑木 1	井笠地域事務所
30	小田郡矢掛町本堀	右岸	50	A	漏水	矢掛町	月輪工	土のう 1 7 5 鋼杭 2 0 木杭 2	井笠地域事務所
31	小田郡矢掛町本堀	右岸	200	A	漏水	矢掛町	月輪工	土のう 7 0 0 鋼杭 8 0 木杭 8	井笠地域事務所
34	小田郡矢掛町浅海 ～笠岡市甲弩	右岸	(30)	B	水衝・洗掘	矢掛町 笠岡市	木流し工	土のう 1 5 木杭 3 雑木 3	井笠地域事務所
57	矢掛町東川面	左岸	(50)	要	破堤跡	矢掛町			井笠地域事務所
58	矢掛町本堀	左岸	40	要	破堤跡	矢掛町			井笠地域事務所
59	矢掛町江良	右岸	40	要	破堤跡	矢掛町			井笠地域事務所
60	矢掛町東川面	左岸	170 (200)	要	(暫定基準) 破堤関連区間	矢掛町			井笠地域事務所
61	矢掛町本堀	左岸	620 (180)	要	(暫定基準) 破堤関連区間	矢掛町			井笠地域事務所
62	矢掛町江良	右岸	480 (40)	要	(暫定基準) 破堤関連区間	矢掛町			井笠地域事務所

池番号	ため池名	所在地	提高(m)	提長(m)	受益面積 (ha)	貯水量 (千m3)	防災重点	備 考
1	奥迫池	矢掛540-1	7.0	30	0.0	1.8	○	廃止
3	上 池	矢掛434-1	10.0	154	40.0	23.0		
4	下 池	矢掛425	6.8	105	40.0	43.0	○	
5	五衛門池	矢掛901-1	3.0	22	0.1	0.5	○	
6	笹 池	矢掛326	4.0	60	10.0	5.6	○	
9	陣屋池	矢掛1297	4.0	10	0.1	0.5	○	
10	国司池	矢掛1601	3.3	100	5.0	5.0	○	
11	内神池	矢掛2290-1	4.1	148	22.0	16.0	○	
12	和田新池	矢掛1455-2	19.0	60	3.0	13.0	○	廃止工事中
14	内神新池	矢掛2349	13.8	80	22.0	27.0	○	
15	亀島池	矢掛2811	8.1	53	22.0	44.0	○	
16	荒尾谷池	矢掛2800	5.0	35	0.1	1.6	○	
19	万吉池	小林1716	10.0	35	5.0	1.7	○	
20	王谷池	小林2045	8.8	50	7.0	14.0	○	
22	西谷池	上高末4345-20	6.9	51	12.0	15.0	○	
23	ヲン地池	上高末4142	4.0	15	0.1	2.5	○	
24	三角池	上高末4366-384	11.0	50	0.0	7.5	○	
25	鬼ヶ岳ダム	上高末1752	39.0	96	358.0	1414.0		
27	長草田池	上高末3520	12.0	55	0.0	13.0	○	
28	古家屋池	上高末2498	5.1	50	4.0	9.0	○	
31	美川山ノ神池	上高末3497	7.6	32	4.0	8.0	○	
32	一ノ辺下池	上高末3337	5.0	47	4.0	3.4	○	
33	一ノ辺上池	上高末3314	5.0	27	4.0	2.2	○	
34	皇太子池	上高末1309	12.0	60	0.2	8.0	○	
35	広間北池	上高末1129	3.0	25	0.3	0.5		
36	頼正池	上高末1102-19	7.2	60	1.5	5.0	○	
37	広間南池	上高末1133	3.0	29	0.2	0.4		
38	東谷池	上高末585-2	5.0	33	3.0	0.5		
39	切 池	上高末536	8.0	59	5.0	1.5		
40	桜 池	下高末3277	8.6	70	2.8	10.0	○	
41	横迫池	下高末445	3.0	30	0.0	0.4		廃止
42	ホレタ池	下高末455	2.0	10	0.0	0.2		廃止
43	的場西池	下高末506	3.0	10	0.1	0.2		
44	観峠池	下高末411	5.0	15	0.4	0.4		

池番号	ため池名	所在地	提高(m)	提長(m)	受益面積 (ha)	貯水量 (千m3)	防災重点	備 考
45	的場池	下高末390	5.0	32	0.4	0.6		
46	鮎子迫池	下高末394	5.0	15	0.4	0.4		
47	小岩下池	下高末1328	2.0	15	0.2	0.5	○	
48	小岩上池	下高末1302-20	2.0	6	0.0	0.2		廃止
50	堀抜池	下高末1006	2.0	10	0.0	0.1		廃止
51	石井池	下高末1024	6.0	32	0.0	1.2		廃止
52	鈴木池	下高末2087	4.0	26	0.4	1.5	○	
53	後谷池	下高末1973	6.0	28	0.3	1.0	○	
54	岩狩池	下高末1797	6.0	26	0.4	1.0	○	
57	村 池	下高末78	3.0	43	0.0	5.0	○	
58	宇角池	宇角2122-29	10.0	66	15.0	41.0	○	
59	追掛池	宇角2118	5.7	69	15.0	29.0	○	
60	倉見池	宇角2113	7.8	133	44.0	94.0	○	
61	大柴池	宇角2110	5.1	73	44.0	14.0	○	
62	大唐田池	宇角320	5.0	45	15.0	1.4	○	
63	塚原池	宇角77	5.0	30	10.0	1.2	○	
64	医王寺池	下高末3046	7.0	25	0.2	0.5	○	
65	樋ノ口池	内田2149	8.0	74	10.0	4.5		
66	月尻上池(有坂池)	内田2315	10.0	46	3.0	1.6	○	
67	月尻下池(深田池)	内田2363	5.0	40	0.3	0.4		
68	池ノ成池	内田786	5.0	30	0.3	0.8	○	
69	岩屋池	内田724	4.0	14	0.4	0.6	○	
70	岩屋西池	内田719	4.0	11	0.3	0.6	○	
71	堀 池	東三成2846	1.9	42	14.0	4.0	○	
72	行部上池	東三成2652	2.0	25	0.2	0.7	○	
73	蓮 池	東三成3090	6.1	276	25.0	46.0	○	
74	東土井池	東三成4001	6.0	15	0.3	0.8		
75	山 池	東三成4048	11.2	22	48.0	45.0	○	
76	大谷池	東三成4046-6	11.3	86	44.0	56.0	○	
77	塵無池	東三成3971	10.8	105	19.0	75.0	○	
78	堀大師池	東三成3884	7.0	60	0.1	4.5	○	
79	堀大師新池	東三成3889	4.0	30	0.1	7.2	○	
80	下琴池	東三成3880-7	8.0	25	0.1	1.2		
81	火打岩池	横谷2678-1	14.1	64	37.0	60.0	○	

池番号	ため池名	所在地	提高(m)	提長(m)	受益面積 (ha)	貯水量 (千m3)	防災重点	備 考
82	長尾池	横谷3443	2.0	30	1.6	0.7	○	
83	大渡池	横谷3329	13.3	96	18.0	41.0	○	
84	柏木池	横谷3686-1	3.6	230	12.0	12.0	○	
85	舟木谷池	横谷3770	5.6	48	1.5	5.0	○	
86	円道坊池	横谷3982	4.0	20	0.1	2.0	○	
88	長屋池	横谷2142	6.2	50	3.0	7.0	○	
89	惣門池	横谷1884	3.8	400	37.0	32.0	○	
90	長谷池	横谷935	6.8	110	3.0	10.0	○	
91	西迫南池	横谷636	3.0	29	0.1	0.3		
92	花木池	里山田1423-1	4.1	150	5.0	7.0	○	
93	松木池	里山田1627-1	5.0	250	10.0	20.4	○	
94	大井下池	里山田1545	6.6	220	20.0	21.0	○	
96	寺 池	里山田1497	4.0	50	0.1	1.1	○	
97	五反田池	里山田	4.5	650	50.0	28.0	○	
98	泉 池	里山田2123	5.0	120	5.0	6.0	○	
99	仲田池	里山田2127	4.3	100	4.0	4.0	○	
100	地池（切池）	南山田32-1	4.1	190	20.0	17.0	○	
101	南上池	南山田2526	7.3	25	1.4	2.0	○	
102	南下池	南山田2507	5.7	30	1.4	2.0	○	
103	古山上池	南山田2273	9.1	54	4.0	5.0	○	
104	古山下池	南山田2752	6.0	30	4.0	4.5	○	
105	持 池	南山田2847	10.7	50	5.0	10.0	○	
106	森下池	南山田1390	7.0	80	12.0	11.0	○	
107	箕手池	南山田2789	15.0	50	7.0	8.5	○	
108	高名西池	南山田1664	6.0	20	0.4	0.8		
109	高名東池	南山田1684	6.0	30	0.4	3.0	○	
111	大谷小池	南山田3052	10.0	60	0.0	3.0	○	廃止
112	山門池	南山田3279-1	11.5	70	5.0	14.0	○	
113	奥 池	南山田3100	8.0	60	5.0	3.1	○	
115	龍王池	南山田2965	8.0	51	13.0	2.4		
116	曜星池	南山田3015	8.2	100	12.0	15.0	○	
117	大塚池	南山田3382	6.5	50	8.0	4.0	○	
118	本覚寺池	南山田141	8.0	40	0.3	15.0	○	
119	沢田池 (安古寺池)	中1537-1	6.0	25	0.1	3.5	○	

池番号	ため池名	所在地	提高(m)	提長(m)	受益面積 (ha)	貯水量 (千m3)	防災重点	備 考
120	峠 池	中1075	4.0	20	0.2	0.5	○	
121	長 池	中1139-1	6.0	390	24.0	30.0	○	
122	江本池	中1406-1	5.7	275	18.0	30.0	○	
123	古曽部池	中1836	6.1	40	1.2	0.3	○	
125	平谷池	宇内2300-2	9.0	53	0.0	11.0	○	廃止工事中
126	滝寺池	宇内1976-1	9.0	26	3.0	9.0	○	
127	角坂池	宇内1790	7.0	50	0.1	3.5		
128	感応寺池	宇内924	6.0	58	3.0	8.5	○	
129	馬場池	宇内2103	4.0	50	0.2	0.4	○	
130	平ノ内下池	宇内1358	6.0	34	4.0	0.9		
131	平ノ内上池	宇内1392	8.0	66	4.0	8.0	○	
132	大倉池	美星町大倉	6.8	45	16.0	24.0	○	廃止
133	長迫池	西川面1844	7.3	200	16.0	15.0	○	
134	明見池	西川面1964-1	4.0	56	13.0	3.0	○	
135	寺前池	西川面114-1	3.0	42	0.4	1.0	○	
136	宇山新池	西川面1117	19.0	64	0.1	40.0	○	廃止
137	戸石池	西川面1104	4.4	54	1.3	3.0	○	
139	明神池	西川面1218	10.0	60	0.0	7.0	○	
140	大日池	西川面1307-1	4.0	600	60.0	20.0	○	
142	後田下池	西川面1870	5.0	42	0.0	1.8	○	廃止
144	岡ヶ市池	東川面1728	7.6	90	28.0	19.0	○	
145	尾仲池	東川面1542	4.7	180	28.0	16.0	○	
146	大塔寺池	東川面131-2	12.0	20	0.1	1.0	○	
147	梶屋迫池	本堀1	6.0	42	0.4	2.4	○	
148	西迫池	本堀586	8.0	54	0.1	3.0	○	
149	日置下池	本堀624	4.6	290	52.0	68.0	○	
151	大迫池	浅海137	5.0	30	1.5	3.0	○	
152	大井池	本堀1378	4.2	80	1.6	5.0	○	
153	毎戸下池	浅海291	5.2	195	21.0	30.0	○	
155	宮ノ谷池	浅海790-1	4.2	65	6.0	1.0	○	廃止
156	日妻下池	浅海2484	6.3	180	26.0	33.0	○	
157	日妻中池	浅海2492-1	5.0	94	26.0	8.1		
158	日妻上池	浅海2494-1	6.0	63	26.0	0.6		
159	山ノ神池	江良684-1	5.4	123	20.0	18.0	○	

池番号	ため池名	所在地	提高(m)	提長(m)	受益面積 (ha)	貯水量 (千m3)	防災重点	備 考
160	墓田下池	江良1066	7.1	126	30.0	32.0	○	
161	墓田上池	江良1068	6.6	87	30.0	17.0	○	
162	皿 池	江良1142	6.0	64	27.0	4.0	○	
163	寺谷池	江良1708	10.0	40	0.1	4.0	○	
164	山新池	江良2746	9.3	76	7.0	30.0	○	
165	丁老池	江良2818	12.5	98	13.5	74.0	○	
166	三峠池	小田2716	10.0	32	0.3	1.0	○	
168	大向上池	小田2325	6.0	30	0.0	4.0	○	廃止
169	大向中池	小田2327	6.0	20	0.0	2.0	○	廃止
170	大向下池	小田2336	3.0	15	0.3	2.0	○	
171	伏村池	小田2867	6.0	25	0.3	1.0	○	
173	阿曽池	小田3610-1	7.4	100	25.0	55.0	○	
175	小田新池	小田1781	7.6	263	40.0	84.0	○	
177	赤 池	小田824	6.0	60	3.0	2.0	○	
178	羽賀池	小田619	8.2	115	20.0	29.0	○	
179	楠谷池	小田230	12.9	49	3.0	11.0	○	
180	狩山池	小田6020	4.3	47	7.0	3.0	○	廃止
181	小林下池	小田5349	8.9	59	5.0	16	○	
182	小林上池	小田5339	6.5	65.5	5.0	5.0	○	
183	西 池	小田6232	5.2	91	7.0	16.0	○	
184	大久保池	小田6322	7.0	30	0.0	1.2	○	廃止
185	大塚下池	南山田738	3.0	14	0.3	0.7	○	
186	荒瀬池	里山田1296	4.0	20	0.3	0.5	○	
187	岡本寺池	小林1734	7.0	27	0.2	3.7	○	
188	第二星田池	宇内2327-9	43.0	108	294.0	1360.0		
189	新石灰谷池	南山田1030-6	10.0	60	4.0	3.0	○	
190	寺谷南池	江良1663	4.0	40	0.1	0.4	○	
191	吉祥寺池	上高末4337	4.0	50	0.1	3.0		
192	岡本谷西池	小林1788	2.0	20	0.1	0.1	○	

番号	開発者	住所	採取地	採取面積 (㎡)	採取種類	所管
1	井上真知子	笠岡市吉田1374-1	内田770-1ほか1筆	3,715	採石	備中県民局井笠地域事務所 地域建設課
2	小野富男	矢掛町矢掛1814-5	東川面40-1ほか1筆	4,336	採石	備中県民局井笠地域事務所 地域建設課
3	㈱小野開発	矢掛町横谷800-1	横谷724-1ほか6筆	2,229	砂利	備中県民局井笠地域事務所 地域建設課
4	㈱小野開発	矢掛町横谷800-1	中1669ほか53筆	144,176	採土	備中県民局井笠地域事務所 地域森林課
5	㈱三好組	矢掛町中170	中1579ほか41筆	79,495	採土	備中県民局井笠地域事務所 地域森林課
6	矢掛町	矢掛町矢掛3018	東三成4071-2	10,000	採土	矢掛町企画財政課
7	大源茂美	矢掛町小田6825	小田4173ほか4筆	2,430	採土	矢掛町企画財政課
8	㈱綱吉商店	矢掛町東川面1107-5	下高末2563-1	2,724	採土	矢掛町企画財政課
9	㈱共生	矢掛町矢掛2539	下高末2543-1ほか4筆	8,404	採土	矢掛町企画財政課
10	㈱平成興業	井原市神代町2485-11	下高末322-1ほか22筆	9,994	採土	矢掛町企画財政課
11	㈱出原建設	矢掛町小田5553-4	小田525ほか3筆	4,076	採土	矢掛町企画財政課
12	㈱竹内工業	矢掛町小林997-8	下高末37-1ほか3筆	9,962	採土	矢掛町企画財政課
13	坂川建設鉱業㈱	井原市美星町字戸1055	下高末2544-1ほか3筆	8,043	採土	矢掛町企画財政課

資料 1-11 危険物・高圧ガス大量保有事業所

(1) 危険物大量保有事業所

令和4年3月1日現在

区分	事業所名	電話番号	所在地	危険物の種類	最大数量
井原地区 消防組合	矢掛町 鶴見化学工業(株)	(0866) 82-1617	小田郡矢掛町字角520番地	第2類	320,000kg

(注) 消防法の別表に掲げる危険物の指定数量の1,000倍以上を保有している事業所

(2) 高圧ガス大量保有事業所

○LPGガス充てん所等

令和4年3月1日現在

名 称	所 在 地	規 模 (t)
備中ガス(株)	小田郡矢掛町小田6485番地	41
矢掛マルキ(株)	小田郡矢掛町矢掛1871番地1	20

○LPGガス消費事業所(特別防災区域内に存するものを除く。)

令和4年3月1日現在

名 称	所 在 地	規 模 (t)
カモ井加工紙(株) 矢掛工場	小田郡矢掛町中808番地	11.32
名水美人ファクトリー(株) 第二工場	小田郡矢掛町中686番地2	5.65

令和4年4月1日現在

	地区	設立 年度	自主防災組織名	自治会 町内会等
1	矢掛 (15)	H24	下小林自主防災会	下小林自治会
2		H26	胡町自主防災会	胡町自治会
3		H27	堀自主防災会	堀自治会
4		H27	栄町自主防災会	栄町自治会
5		H27	矢高前自主防災会	矢高前町内会
6		R2	うぐいす団地自主防災会	うぐいす団地町内会
7		R2	矢掛西町自主防災会	西町自治会
8		R2	和田自治会自主防災会	和田自治会
9		R2	元町自治会自主防災会	元町自治会
10		R2	上小林自主防災会	上小林自治会
11		R2	江木自治会自主防災会	江木自治会
12		R2	上田町上町内会防災組織会	上田町上町内会
13		R3	上本町自治会自主防災会	上本町自治会
14		R3	中町自治会自主防災会	中町自治会
15		R3	東町自治会自主防災会	東町自治会
16	美川 (8)	H24	羽無自主防災会	羽無自治会
17		H24	下内田自主防災会	内田自治会
18		R3	宇角自主防災会	宇角自治会
19		H25	中畦下自主防災会	中畦下町内会
20		H26	殿ヶ市自主防災会	殿ヶ市町内会
21		H26	下高末自主防災会	下高末自治会
22		H27	久谷自主防災会	久谷町内会
23		R2	矢原町内会自主防災会	矢原町内会
24	三谷 (7)	R2	土井町内会自主防災会	土井町内会
25		H28	市場自治会自主防災会	市場自治会
26		H24	吉野町内会連合自衛団	吉野第一町内会ほか
27		H24	平林自主防災会	平林第一町内会
28		H25	谷藤自治会自主防災会	谷藤自治会
29		R3	横谷第四自治会自主防災会	横谷第四自治会
30		H25	高田自主防災会	高田町内会
31		H28	行部自治会自主防災会	行部自治会
32		H28	土井自治会自主防災会	土井自治会
33	山田 (8)	R2	横谷第二自治会自主防災会	横谷第二自治会
34		H25	城江自主防災会	城江自治会
35		H28	里山田自治会自主防災会	里山田自治会
36		R元	三宅町内会自主防災会	三宅町内会
37		R2	土生自治会自主防災会	土生町内会(前・後)
38		H29	宇根町内会自主防災組織	宇根町内会
		H29	猪又町内会自主防災会	猪又町内会
		H30	南原自主防災会	南原町内会
		R元	広石自主防災会	広石町内会
		R元	江本自治会自主防災会	江本自治会
		R2	中原自主防災会	中原自治会

	地区	設立 年度	自主防災組織名	自治会 町内会等
39	川面 (7)	R3	東川面自治会自主防災会	東川面自治会
40		H24	高通P・S自主防災会	高通町内会
41		H26	東川面第一自主防災会	東川面第一町内会
42		H28	サンコーポ自治会自主防災会	サンコーポ自治会
43		H28	西川面自治会自主防災会	西川面自治会
		H24	清田井自主防災会	清田井町内会
		H24	大鳥居自主防災会	大鳥居町内会
44		H29	宇内自治会自主防災会	宇内自治会
45		R3	里川面自治会自主防災会	里川面自治会
46	中川 (19)	H27	江良奥山自主防災会	奥山町内会
		H28	浅海自治会自主防災会	浅海自治会
47		R2	毎戸町内会自主防災会	毎戸町内会
48		R3	宮ノ谷町内会自主防災会	宮ノ谷町内会
49		R3	田鶴町内会自主防災会	田鶴町内会
50		R3	山手北町内会自主防災会	山手北町内会
51		R3	山手南町内会自主防災会	山手南町内会
52		R3	高柳町内会自主防災会	高柳町内会
53		R2	日妻西町内会自主防災会	日妻西町内会
54		R3	日妻東町内会自主防災会	日妻東町内会
55		R3	大仁五町内会自主防災会	大仁五町内会
56		H29	寺谷町内会自主防災会	寺谷町内会
57		R元	江良郷下自主防災会	郷下町内会
58		R元	江良山之神西自主防災会	山之神西町内会
59		R元	江良八池自主防災会	八池町内会
60		R元	江良岡田自主防災会	岡田町内会
61		R元	江良郷上自主防災会	郷上町内会
62		R元	江良山之神東自主防災会	山之神東町内会
63		R元	江良片山町内会自主防災会	江良片山町内会
64		R2	本堀自治会自主防災会	本堀自治会
		R2	本堀片山町内会自主防災会	本堀片山町内会
		R2	石井町内会自主防災会	石井町内会
		R2	上町内会自主防災会	上町内会
		R2	中町内会自主防災会	中町内会
		R2	六反町内会自主防災会	六反町内会
		R2	大井町内会自主防災会	大井町内会

資料1-12 自主防災組織一覧

地区	設立 年度	自主防災組織名	自治会 町内会等
65	R2	小田地区統合自主防災会	
66	H26	熊林田自主防災会	熊林田自治会
67	H26	有木谷自治会自主防災会	有木谷自治会
68	R2	日置谷自治会自主防災会	日置谷自治会
	H27	日置谷自主防災会	日置谷町内会
	H27	小田地自主防災会	小田地町内会
	H27	亀麓自主防災会	亀麓町内会
	R2	中小田・住宅自治会自主防災会	中小田・小田町営住宅自治会
	H27	中小田東自主防災会	中小田東町内会
	H27	中小田中自主防災会	中小田中町内会
	H27	中小田西自主防災会	中小田西町内会
69	R2	山ノ上自治会自主防災会	山ノ上自治会
70	R2	堀越自治会自主防災会	堀越自治会
71	R2	寺迫自治会自主防災会	寺迫自治会
72	R2	八幡谷自治会自主防災会	八幡谷自治会

資料１－１３ 避難所、主要避難路等一覧

○指定避難所

令和４年８月１日現在

地区名	施設名	所在地	連絡先	収容人員 (人)	面積 (㎡)	災害種類
矢掛	矢掛町農村環境改善センター	矢掛 3016-1	82-0848	350	1,690	水害・地震
	老人福祉センター	矢掛 3012-1	83-1170	200	965	水害・地震
	矢掛会館	矢掛 3027-4	83-3576	150	839	水害・地震
	矢掛認定こども園	矢掛 2540-1	82-0222	276	1,263	水害・地震
	矢掛小学校	矢掛 3000-1	82-0042	750	3,325	水害・地震
	矢掛中学校	矢掛 2957	82-0142	1,800	8,014	水害・地震
	岡山県立矢掛高等学校	矢掛 1776-2	82-0045	1,600	7,002	水害・地震
美川	美川生活改善センター	下高末 2926	83-3255	40	200	地震
	美川小学校	下高末 2686	82-0836	650	2,918	水害・地震
	桃源郷はなしの里憩いの館	上高末 3749	080-6309-6558	10	59	水害・地震
三谷	三谷コミュニティセンター	横谷 1890	83-1700	80	348	水害・地震
	三谷保育園	横谷 676-1	82-0806	89	518	水害・地震
	三谷小学校	東三成 1423	82-0223	600	2,776	水害・地震
山田	山田会館	南山田 7-2	83-0123	40	199	水害・地震
	山田小学校	里山田 2430	83-0681	550	2,521	水害・地震
川面	B&G海洋センター	西川面 1307-3	83-1100	400	1,843	水害・地震
	鵜江会館	西川面 1364-1	82-1707	40	199	水害・地震
	川面小学校	西川面 1380-1	82-0576	600	2,715	水害・地震
中川	中川町民会館	本堀 1718-2	83-1299	80	346	地震
	中川保育園	本堀 1740-1	82-3301	101	534	地震
	中川小学校	本堀 1637	82-3302	650	2,919	地震
	中川南避難所	江良 313-1	82-1010	30	154	水害・地震
小田	こうど会館	小田 4212-6	84-8409	60	413	水害・地震
	小田保育園	小田 4212-5	84-8604	107	547	水害・地震
	小田小学校	小田 4212-1	84-8427	600	2,713	水害・地震

○指定緊急避難場所

令和4年7月1日現在

地区名	施設名	所在地	連絡先	収容人員 (人)	面積 (㎡)	災害種類
矢掛	矢掛小学校 (校庭)	矢掛 3000-1	82-0042	1,600	6,897	水害・地震
	矢掛中学校 (校庭)	矢掛 2957	82-0142	3,400	14,586	水害・地震
	岡山県立矢掛高等学校 (校庭)	矢掛 1776-2	82-0045	2,600	11,402	水害・地震
	矢掛町総合運動公園	矢掛 342	82-3311	20,000	139,000	水害・地震
美川	美川小学校 (校庭)	下高末 2686	82-0836	1,100	5,075	水害・地震
三谷	三谷小学校 (校庭)	東三成 1423	82-0223	1,000	4,335	水害・地震
	三谷コミュニティセンター (広場)	横谷 1890	83-1700	800	3,701	水害・地震
山田	山田小学校 (校庭)	里山田 2430	83-0681	900	4,134	水害・地震
川面	川面小学校 (校庭)	西川面 1380-1	82-0576	800	3,471	水害・地震
	B&G海洋センター (多目的運動公園)	西川面 1307-3	83-1100	2,000	8,739	水害・地震
中川	中川小学校 (校庭)	本堀 1637	82-3302	1,200	5,418	地震
小田	小田小学校 (校庭)	小田 4212-1	84-8427	2,200	9,667	水害・地震
	小田球場	小田 1355-15	83-1100	4,200	18,096	水害・地震

○広域避難所

令和4年7月1日現在

地区名	施設名	所在地	連絡先	収容人員 (人)	面積 (㎡)
矢掛	矢掛町総合運動公園	矢掛 342	82-3311	20,000	139,000

○指定福祉避難所

令和4年7月1日現在

地区名	施設名	所在地	連絡先	収容人員 (人)
矢掛	矢掛町介護老人保健施設 たかつま荘	矢掛 2695-2	83-1500	5
	グループホーム本陣	矢掛 2557	82-5010	2
	小規模多機能ホーム ぼちぼち	小林 27	82-2277	2
三谷	介護老人保健施設 リハヴィアボルス矢掛	横谷 1497	84-1200	4
山田	特別養護老人ホーム 矢掛荘	南山田 3044-12	83-1200	10

	地区名	施設名	所在地	構造
1	矢掛	江木公会堂	矢掛1091－1	木造・平屋
2		下小林公会堂	小林447－1	木造・平屋
3		井出ノ手公会堂	小林866-4	木造・平屋
4		上小林ふれあいハウス	小林1941	プレハブ造・平屋
5		備中西商工会館	小林163-2	木造（一部鉄筋コンクリート造）
6	美川	上高末多目的集会所	上高末2571	軽鉄・平屋
7	三谷	行部多目的集合施設	東三成2895－3	木造・平屋
8		高田・長谷集会所	横谷995	木造・平屋
9	山田	宇根公会堂	南山田1883	木造・平屋
10		南原講会堂	南山田1211	木造・平屋
11		江本公会堂	中1468-1	木造・平屋
12	川面	里川面集会所	西川面403-1	木造・平屋
13		東川面公会堂	東川面770	木造・平屋
14	中川	日妻公民館	浅海2277	木造・平屋
15		郷下集会所	江良892－5	木造・平屋
16		大井公民館	本堀1311-3	木造・平屋
17	小田	山ノ上公会堂	小田2513－1	木造・平屋
18		熊林田公会堂	小田4384	木造・平屋
19		中小田公会堂	小田5047	木造・平屋
20		あすなろ会館	小田6657	木造・平屋

○主要避難路

区分	路線名
一般国道	国道 4 8 6 号
主要地方道	倉敷成羽線
	上高末総社線
	矢掛寄島線
	笠岡美星線
一般県道	市場青木線
	鴨方矢掛線
	野上矢掛線
	東水砂矢掛線
町道	宇角線
	市街地外周東線
	記念通土井線
	大谷川線
	行部市場線
	青木平林線
	青木小迫線
	田町北田線
	東川面本堀線
	西川面宇内線
	江良山手線
	本堀上熊線
	沖の堂羽賀峠線
農道	宇内美星線

令和4年3月1日現在

○河川洪水浸水想定区域

地区名	施設名	所在地	施設種別	想定浸水深 (m)					
				0～ 0.5	0.5～ 1.0	1.0～ 1.5	1.5～ 2.0	2.0～ 2.5	2.5～ 3.0
矢掛	デイサービス本陣	矢掛2557	老人福祉				○		
矢掛	クループホーム本陣	矢掛2557	老人福祉				○		
横谷	三谷保育園	横谷676-1	児童福祉					○	
横谷	ワークハウス住倉・横谷	横谷1365-1	障害者福祉	○					
横谷	介護老人保健施設リハヴィラポルソ矢掛	横谷1497	保健施設		○				
本堀	矢掛町立中川小学校	本堀1637	公立学校					○	
本堀	中川保育園	本堀1740-1	児童福祉				○		

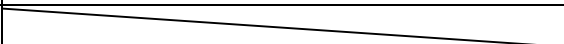
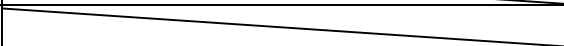
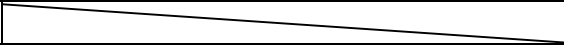
○土砂災害警戒区域

地区名	施設名	所在地	施設種別	自然現象
美川	矢掛町立美川小学校	下高末2686	公立学校	土石流
美川	ホハル美川	下高末2686	児童福祉	土石流
東三成	矢掛町立三谷小学校	東三成1423	公立学校	土石流
横谷	三谷保育園	横谷676-1	児童福祉	土石流
里山田	矢掛町立山田小学校	里山田2430	公立学校	土石流
南山田	ほほえみ矢掛	南山田3034-4	障害者福祉	土石流
南山田	矢掛荘	南山田3044-12	老人福祉	土石流・急傾斜
南山田	ケアハウス矢掛荘	南山田3044-12	老人福祉	土石流・急傾斜
南山田	矢掛荘デイサービスセンター	南山田3044-12	老人福祉	土石流・急傾斜

資料 1－15 警報・注意報等の発表基準一覧（岡山地方気象台）

（1）警報・注意報の発表基準

令和4年1月31日現在

矢掛町	府県予報区	岡山県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	井笠地域		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	10
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	111
	洪水	流域雨量指数基準	小田川流域=32.4	
		複合基準*1	小田川流域=(5, 29.1)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	89	
	洪水	流域雨量指数基準	小田川流域=25.9	
		複合基準*1	小田川流域=(5, 20.7)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 35%で実効湿度 60%		
	なだれ	①積雪の深さ 20cm以上あり降雪の深さ 30cm以上 ②積雪の深さ 50cm以上あり最高気温 12℃以上又はかなりの降雨*2		
	低温	最低気温 -3℃以下*3		
	霜	4月以降の晩霜 最低気温 2℃以下		
	着氷			
	着雪	24時間降雪の深さ: 平地 10cm以上、山地 30cm以上 気温: -1℃～3℃		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	90mm	

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は岡山地方気象台、津山特別地域気象観測所の値。

*3 気温は岡山地方気象台の値。

(2) 特別警報の発表基準

気象等に関する特別警報の発表基準

令和4年1月31日現

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

令和4年1月31日現

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置付ける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が想定される場合 (噴火警報(居住地域)＊を特別警報に位置付ける)
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置付ける)

(*) 噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報(居住地域)」(噴火警戒レベル4または5)を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報(居住地域)」(キーワード: 居住地域嚴重警戒)を特別警報に位置づけています。

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1） 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2） この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3） 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2） 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

(1) 災害救助法の適用

1) 救助の種類と実施者

救助の種類	実施者
応急仮設住宅の供与	知事
医療及び助産	
生業に必要な資金，器具又は資料の給与又は貸与	
避難所の供与	町長
炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	
被服，寝具その他生活必需品の給与又は貸与	
被災者の救出	
被災した住宅の応急修理	
学用品の給与	
埋葬	
死体の搜索及び処理	
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石，竹木等で，日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	

2) 災害救助法施行細則

○ 災害救助法施行細則（昭和 35 年 4 月 19 日岡山県規則第 23 号）

（趣旨）

第 1 条 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）の施行については，災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和 22 年総理府令，厚生省令，内務省令，大蔵省令，運輸省令第 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか，この規則の定めるところによる。

（救助の程度，方法及び期間）

第 2 条 令第 9 条第 1 項の規定による救助の程度，方法及び期間は，別表第 1 のとおりとする。

（物資の保管命令，収容等の場合の公用令書，公用変更令書及び公用取消令書）

第 3 条 規則第 1 条に規定する公用令書，公用変更令書及び公用取消令書の様式は，次に定めるところによる。

- 1 公用令書様式第 1 号の 1 から第 1 号の 4 まで
- 2 公用変更令書様式第 2 号
- 3 公用取消令書様式第 3 号

2 前項第 1 号の公用令書を交付したときは，強制物件台帳（様式第 4 号）に記載しなければならない。

3 第 1 項第 2 号の公用変更令書又は第 3 号の公用取消令書を交付したときは，強制物件台帳にその理由を詳細に記録し，公用変更令書にあっては変更事項を記録しなければならない。

（受領調書）

第 4 条 規則第 2 条第 2 項の規定により収用し，又は使用すべき物資の引渡しを受けた当該吏員が，同条第 3 項の規定により，受領調書（様式第 5 号）を作成する場合は，その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者（以下「占有者」という。）の立会いの下で行わなければならない。

ない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

(損失補償請求書)

第5条 規則第3条の規定による損失補償請求書の様式の標準は、様式第6号とする。

2 損失補償請求書の提出があったとき、及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

(救助業務従事命令の場合の公用令書及び公用取消令書)

第6条 規則第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次に定めるところによる。

1 公用令書様式第7号

2 公用取消令書様式第8号

2 前項第1号の公用令書を交付したときは、救助従事者台帳（様式第9号）に登録しなければならない。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、これをまっ消しなければならない。

第7条 規則第4条第2項の規定による届出には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

1 負傷又は疾病により従事することができない場合には、医師の診断書

2 天災その他避けられない事故により従事することができない場合には、市町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書

(実費弁償の程度)

第8条 令第11条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、別表第2のとおりとする。

(実費弁償請求書)

第9条 規則第5条の規定による実費弁償請求書の様式の標準は、様式第10号とする。

(立入検査証票)

第10条 法第27条第4項の規定により当該吏員が立入検査に当たって携帯しなければならない証票は、様式第11号によるものとする。

(扶助金支給申請書)

第11条 規則第6条の規定による扶助金支給申請書の様式の標準は、様式第12号とする。

2 前項の扶助金支給申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金にかかる申請書には、次の区分にしたがい、所要の書類を添付しなければならない。

1 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入の道がない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類

2 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

3 法第25条の規定により救助に関する業務に協力する者がこれがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における法第29条の規定による扶助金の支給申請書には、規則第6条及び前項に定める書類のほか、協力命令をした旨の知事の証明書を添付しなければならない。

(市町村長への通知)

第12条 法第30条の規定により救助に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合における令第23条第1項の規定による通知は、様式第13号によるものとする。

2 前項の場合において通知を受けた市町村長は、第3条から第7条まで（第5条第1項を除く。）に規定するところにより、当該救助に関する事務を行うものとする。

(一時繰替支弁の弁償請求)

第13条 市町村長は、法第44条の規定により一時繰替支弁を行ったときは、様式第14号による請求書に支払証ひょう書類の写しを添付して、知事に弁償を請求するものとする。

別表第1（第2条関係）

種 別		救 助 範 囲	救 助 期 間	支 出 経 費
(1) 収容施設 の供与	1 避難所	災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。 避難所の設置は、学校、公民館等の既存の建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借り上げを実施し、これを供与することができる。	災害発生の日から7日以内	避難所の設置、維持及び管理に要する賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所の設置費等 →1人1日当たり 330円以内 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために通常の実費を加算することができる。
	2 応急仮設住宅	住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて自らの資力では住宅を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間の賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「借上型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。 建設型応急住宅の一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて知事が別に定めるところによる。 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。五十戸未満の場合においても戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。 借上型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて建設型応急住宅に準ずるものとする。	建設型応急住宅は災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならないが、供与することができる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第三項又は第四項の規定による期限までとする。 借上型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間の賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならないが、供与することができる期間は、建設型応急住宅と同様に期間とする。	建設型応急住宅の設置のために支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。 建設型応急住宅の供与の終了に伴う当該建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該建設型応急住宅が供与された地域における実費とする。 借上型応急住宅の借り上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間の賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして地域の実情に応じた額とする。
(2) 炊き出し その他による 食品の給与及 び飲料水の 供給	1 炊き出しその他による 食品の給与	次に掲げる者に給与する。 イ 避難所に避難している者 ロ 住家に被害を受け、又は災害により現に炊事することができない者 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。	災害発生の日から7日以内とする。	主食、副食及び燃料等の経費 →1人1日あたり 1,160円以内 この場合、1日とは3食をもって計算すること。
	2 飲料水の供給	災害のため、現に飲料水を得ることができない者に供給する。	災害発生の日から7日以内	水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械または器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材の購入費とし、当該地域における通常の実費とする。

種 別	救 助 範 囲	救 助 期 間	支 出 経 費		
(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家が全壊し、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。 被害の実情に応じて、次の品目の範囲内において現物をもって行う。 イ 被服、寝具及び身の回り品 ロ 日用品 ハ 炊事用具及び食器 ニ 光熱材料	災害発生の日から10日以内に完了	(1)住家の全壊（焼）・流失世帯		
			世帯別	夏季（4 月から9月まで）	冬季（10 月から 3 月まで）
			1人世帯	18,800 円以内	31,200 円以内
			2人世帯	24,200 円以内	40,400 円以内
			3人世帯	35,800 円以内	56,200 円以内
			4人世帯	42,800 円以内	65,700 円以内
			5人世帯	54,200 円以内	82,700 円以内
			6人以上 1人増すごとに	7,900 円以内	11,400 円以内
			(2)住家の半壊（焼）・床上浸水世帯		
			世帯別	夏季 4（月から9月まで）	冬季（10 月から 3 月まで）
1人世帯	6,100 円以内	10,000 円以内			
2人世帯	8,300 円以内	13,000 円以内			
3人世帯	12,400 円以内	18,400 円以内			
4人世帯	15,100 円以内	21,900 円以内			
5人世帯	19,000 円以内	27,600 円以内			
6人以上 1人増すごとに	2,600 円以内	3,600 円以内			
注 季節別は、災害発生の日を持って決定する。					

種 別		救 助 範 囲	救 助 期 間	支 出 経 費
(4) 医療及び 助産	1 医療	災害のため医療の途を失った者に対して応急的に措置する。 医療は、救護班により次の範囲内において行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができる。 イ 診療 ロ 薬剤又は治療材料の支給 ハ 処置、手術その他の治療及び施術 ニ 病院又は診療所への収容 ホ 看護	災害発生の日から14日以内	救護班による場合 → 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費の実費 病院又は診療所による場合 → 国民健康保険診療報酬の額以内 施術者による場合 → 協定料金の額以内
	2 助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で災害のため助産の途を失った者に対して次の範囲内において行う。 イ 分べんの介助 ロ 分べん前及び分べん後の処置 ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	分べんした日から7日以内	救護班等による場合 → 使用した衛生材料等の実費 助産師による場合 → 慣行料金の100分の80以内の額
(5) 被災者の救出		災害のため、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を探索し、又は救出する。	災害発生の日から3日以内に完了	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
(6) 被災した住宅の 応急修理		災害のため住家が半壊、半焼、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した物に対して行う。 応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して現物をもって行う。	災害発生の日から1月以内に完了	原材料費、労務費、輸送費及び修繕事務費等一切の経費を含み イ ロに掲げる世帯以外の世帯 → 1世帯当たり 595,000円以内 ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 → 1世帯当たり 300,000円以内
(7) 学用品の給与		住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水による喪失若しくは損失等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)、及び高等学校生徒(高等学校(定時性の家庭及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して給与する。 被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物をもって行う。 イ 教科書 ロ 文房具 ハ 通学用品	(イ) 教科書 災害発生の日から1月以内に完了 (ロ) 文房具及び通学用品 災害発生の日から15日以内に完了	小学校児童及び中学校生徒 → 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費 高等学校生徒等 → 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 小学校児童 1人当たり 4,500円以内 中学校生徒 1人当たり 4,800円以内 高等学校等生徒 1人当たり 5,200円以内

種 別	救 助 範 囲	救 助 期 間	支 出 経 費
(8) 生業に必要な資金 の貸与	住家が全焼し、全壊し、又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯で生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力がある者に対して貸与する。	災害発生の日から1月以内に完了	生業を営むために必要な機械、器具及び資材等を購入するための費用として貸与できる金額 イ 生業費1件あたり30,000円以内 ロ 就職支度費1件あたり15,000円以内 貸与条件 イ 貸与機関 2年以内 ロ 利子 無利子
(9) 埋葬	災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。 次の範囲内において、原則として、棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。 イ 棺（附属品を含む。） ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） ハ 骨つぼ及び骨箱	災害発生の日から10日以内に完了	1体あたり 大人 215,200円以内 小人 172,000円以内
(10) 死体の搜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。	災害発生の日から10日以内に完了	舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費
(11) 死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する必要な処理（埋葬を除く。）を次の範囲内において行う。 イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ロ 死体の一時保存 ハ 検案（原則として救護班によって行うこと。）	災害発生の日から10日以内に完了	イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 →1体あたり3,500円以内 ロ 死体の一時保存 ①既存建物を利用する場合 →当該施設の借上費について通常の実費 ②その他の場合 →1体あたり5,400円以内 死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。 ハ 検案 →救護班によることができない場合は、当該地域における慣行料金の額以内
(12) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木竹等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去し	居室、炊事場等生活に書くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状況にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対して行う。	災害発生の日から10日以内に完了	ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費 市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が137,900円以内
(13) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	次に掲げる場合の輸送費及び賃金職員等雇上費を支給する。 イ 被災者の避難に係る支援 ロ 医療及び助産 ハ 被災者の救出 ニ 飲料水の供給 ホ 死体の搜索 ヘ 死体の処理 ト 救済物資の整理預け	当該救助の実施が認められる期間以内	当該地域における通常実費

別表第2（第8条関係）

種別 種別	日 当	旅 費	時間外勤務手当
医師及び歯科医師	1 人 1 日 19,300 円以内	岡山県職員等の旅費に関する条例(昭和 27 年岡山県条例第 44 号)の適用を受ける職員の旅費の例により算出した額	日給者に支給する割増し賃金の例に準じ計算した額
薬剤師	1 人 1 日 14,500 円以内		
保健師, 助産師及び看護師	1 人 1 日 16,300 円以内		
土木技術者及び建築技術者	1 人 1 日 15,300 円以内		
大工, 左官及びとび職	1 人 1 日 14,900 円以内		
令第 10 号第 5 号から第 10 号までに規定する業者及びその従事者	業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料としてその 100 分の 3 に相当する額を加算した額以内とする。		

災害被災者援護制度

(1) 災害弔慰金等の支給

1) 災害弔慰金

1 対象者

下記(1)～(4)の災害による死亡者の遺族

- (1) 1市町村の区域内において住居の滅失した世帯の数が5以上である災害（住居の滅失した世帯の数の算定に当たっては、災害救助法施行令第1条第2項に定める算定方法の例によるものとする。）
- (2) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- (3) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

2 支給額

遺族の生計を主として維持していた場合

死亡者1人当たり 500万円

その他の場合

死亡者1人当たり 250万円

3 実施主体

市町村

4 費用区分

国 2／4 県 1／4 市町村 1／4

2) 災害障害見舞金

1 対象者

災害弔慰金の支給の対象となる災害の範囲と同一の災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に重度の障害を有する者

2 支給額

生計を主として維持している場合 250万円

その他の場合 125万円

3 実施主体

市町村

4 負担区分

国 2／4 県 1／4 市町村 1／4

(2) 災害援護資金等の貸付

1) 災害援護資金

1 対象者

県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害により被害を受けた世帯であって、かつ次の要件を満たす世帯の世帯主

世 帯 人 員	年 間 所 得
1 人	220 万円未満
2 人	430 万円未満
3 人	620 万円未満
4 人	730 万円未満
5 人以上 1 人増すごとに加算	30 万円
住居が滅失した場合	1,270 万円未満

2 貸付限度額

被 害 の 種 類 及 び 程 度	限 度 額
① 世帯主の1ヶ月以上の負傷	1,500,000 円
② 家財等の損害	
ア 家財等の3分の1以上の損害	1,500,000 円
イ 住居の半壊	1,700,000 円
ウ 住居の全壊（エの場合を除く。）	2,500,000 円
エ 住居全体の滅失又は流失	3,500,000 円
③ ①と②が重複した場合	
ア ①と②のアが重複した場合	2,500,000 円
イ ①と②のイが重複した場合	2,700,000 円
ウ ①と②のウが重複した場合	3,500,000 円
④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	
ア ②のイの場合	2,500,000 円
イ ②のウの場合	3,500,000 円
ウ ③のイの場合	3,500,000 円

3 貸付期間等

据置期間	3 年（特別の場合 5 年）
償還期間	10 年（据置期間を含む）
利 率	年 0 ～ 3 %（市町村による・据置期間中は無利子）
償還方法	年賦、半年賦又は月賦（原則として元利均等償還）
保 証 人	市町村による

4 実施主体

市町村

5 費用区分

国 2 / 3 県・指定都市 1 / 3 市町村 0

資料 2－1 矢掛町防災会議条例

昭和 37 年 9 月 28 日

条例第 22 号

改正 平成 9 年条例第 37 号

平成 11 年条例第 30 号

令和 2 年 3 月 18 日条例第 8 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、矢掛町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（平 9 条例 37・平 11 条例 30・一部改正）

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 矢掛町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（平 9 条例 37・平 11 条例 30・令 2 条例 8・一部改正）

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (2) 岡山県知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (3) 岡山県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 井原地区消防組合消防長及び消防団長

- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者
- (9) その他町長が必要と認める者

6 前項第1号から第4号まで、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ若干人とする。

(平9条例37・令2条例8・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岡山県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(平9条例37・令2条例8・一部改正)

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(平11条例30・令2条例8・一部改正)

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第37号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年条例第30号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月18日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 2－2 矢掛町災害対策本部条例

昭和 37 年 9 月 28 日

条例第 23 号

改正 平成 9 年条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、矢掛町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平 9 条例 1 ・一部改正)

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(災害対策現地連絡調整本部)

第 4 条 災害対策現地連絡調整本部（以下「現地本部」という。）に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地本部長は、現地本部の事務を掌理する。

(平 9 条例 1 ・追加)

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。（平 9 条例 1 ・旧第 4 条繰下）

附 則

この条例は、昭和 37 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 2－3 矢掛町災害対策本部規程

昭和 40 年 8 月 23 日
規則第 12 号
改正 昭和 42 年規則第 19 号
昭和 48 年規則第 5 号
昭和 49 年規則第 16 号
昭和 50 年規則第 18 号
昭和 51 年規則第 5 号
昭和 52 年規則第 15 号
昭和 55 年規則第 6 号
昭和 58 年規則第 9 号
昭和 59 年規則第 9 号
昭和 63 年規則第 24 号
平成元年規則第 14 号
平成 12 年規則第 4 号
平成 14 年規則第 11 号
令和 4 年規則第 9 号
令和 4 年規則第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、矢掛町災害対策本部条例（昭和 37 年矢掛町条例第 23 号。以下「条例」という。）の規定に基づき矢掛町災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭 48 規則 5・平 12 規則 4・一部改正)

(設置)

第 2 条 本部は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく水防活動、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく災害救助、その他緊急措置及び災害応急復旧その他の災害対策を実施するため、防災活動業務を開始する必要があるとき設置する。

2 本部を設置したときは、住民等にこれを公表するものとする。

(平 12 規則 4・一部改正)

(任務)

第 3 条 本部は次に掲げる事項を処理する。

- (1) 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 災害対策の連絡調整及び広報に関すること。
- (3) 水防その他災害の応急対策に関すること。
- (4) 災害救助その他の民生安定に関すること。
- (5) 施設及び設備の応急復旧に関すること。
- (6) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関すること。

(平 1 2 規則 4 ・ 一部改正)

(組織)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項の規定により，本部に別表に掲げる部を置く。

- 2 部の事務を分掌するため，別表に掲げる班を置く。
- 3 部に部長，次長，班に班長を置く。
- 4 各部班の所掌事務は，別表に掲げるとおりとする。

(昭 4 8 規則 5 ・ 全改，平 1 2 規則 4 ・ 一部改正)

(副本部長)

第 5 条 災害対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）は，副町長，教育長，総合政策監の職にある者をもって充てる。

(昭 4 8 規則 5 ・ 昭 5 1 規則 5 ・ 平 1 2 規則 4 ・ 令 4 規則 9 ・ 一部改正)

(部長，次長及び班長)

第 6 条 部長，次長及び班長は，別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 部長は，災害対策本部長（以下「本部長」という。）の命を受け，所管事項を掌理する。
- 3 次長は，部長を助け部長に事故あるときは，その職務を代理する。
- 4 班長は，部長の命を受け，所掌事務を処理し，部長及び次長に事故あるときは，その職務を代理する。

(昭 4 8 規則 5 ・ 全改，平 1 2 規則 4 ・ 一部改正)

(班員)

第 7 条 班員は，別表に掲げる職員をもって充てる。

- 2 班員は，上司の命を受け，所掌事務に従事する。

(昭 4 8 規則 5 ・ 平 1 2 規則 4 ・ 一部改正)

(本部会議)

第 8 条 本部に本部会議を置き，本部長，副本部長，各部長をもって構成し，本部長が招集する。

- 2 本部会議は本部長が主裁し，第 3 条に掲げる事項に関し，施策の調整及び推進について協議する。

(平 1 2 規則 4 ・ 一部改正)

(災害対策現地連絡調整本部会議)

第 8 条の 2 本部長は，各種防災関係機関の応援を受けて災害応急対策を実施する場合に

において、当該機関が有効に防災活動を実施するため必要と認めるときは、災害対策現地連絡調整本部（以下「現地本部」という。）を設置するものとする。

2 現地本部会議は、条例第4条第1項に規定する現地本部長が主裁し、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 効果的な災害応急対策の推進に関すること。
- (2) 災害情報の収集、分析及び検討に関すること。
- (3) 総合的応急活動計画の樹立及び推進に関すること。
- (4) 各種防災関係機関の活動の連絡調整に関すること。
- (5) その他災害応急対策の実施に関すること。

(平12規則4・追加)

(水防活動)

第9条 水防活動は、岡山地方気象台から大雨若しくは洪水に関する注意報又は警報が発せられたとき、河川の水位が危険水位に達したとき、その他により本部長がその必要を認めたときその業務を開始する。

(平12規則4・一部改正)

(その他の防災活動)

第10条 火災、風災及び震災等の災害防止活動は、岡山地方気象台から強風又は乾燥に関する注意報が発せられその必要が認められるとき及びそれらの非常災害が発生したとき並びに震度5強以上の地震が発生したとき開始する。

(令4規則9・一部改正)

2 前項に定めるものを除くほか、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、必要に応じて災害防止活動を開始する。

- (1) 有害物質、放射性物質等大規模な災害を誘発する物質が大量に放出されたとき。
- (2) 大規模な爆発その他重大な災害が発生したとき。
- (3) 多数の死傷者を伴う自動車等の事故その他重大な事故が発生したとき。

(平元規則14・平12規則4・一部改正)

(救助活動)

第11条 救助活動は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に該当する場合又は現に応急的な救助を必要とする場合に開始する。

(活動態勢)

第12条 前3条の防災活動業務の開始により本部が設定されたときは、関係の各部、班

は直ちに活動のできる態勢を整え、所管の業務に着手しなければならない。

(平 1 2 規則 4 ・ 一部改正)

(関係機関及び他の関係公共的諸団体との連絡)

第 1 3 条 部長及び班長は、関係機関及び他の関係公共的諸団体との連絡を緊密にするとともに、関係機関及び他の関係公共的諸団体に協力を要請する必要があるときは、上司に報告するとともに、総務部長に協議し決定するものとする。

(平 1 2 規則 4 ・ 一部改正)

(情報、被害状況等及び活動状況の報告)

第 1 4 条 部長及び班長は、次の各号に定める事項について、速やかに総務防災部長に報告するものとする。

(1) 災害に関する情報又は被害の状況

(2) 部内の人員配置等活動の状況

(昭 5 2 規則 1 5 ・ 全改, 令 4 規則 9 ・ 一部改正)

(本部の廃止)

第 1 5 条 本部長は、予想される災害の危険がなくなつたと認められるとき、又は災害発生後における措置が概ね完了したときは、本部を廃止する。

2 本部を廃止したときは、住民等にこれを公表するものとする。

(平 1 2 規則 4 ・ 一部改正)

(班員等の心構え)

第 1 6 条 各部長、次長、班長、班員は勤務時間の内外を問わず非常災害発生のおそれがある場合又は非常災害が発生したときは、直ちに所定の部署につかなければならない。

(昭 4 8 規則 5 ・ 平 1 2 規則 4 ・ 一部改正)

第 1 7 条 各部各班は、非常災害の場合、機宣の措置を講ずることができるよう常に調査研究しいかなる緊急事態にも、対処できるよう準備しなければならない。

(相互協力の義務)

第 1 8 条 各部各班は本部の円滑な遂行が確保されるよう相互の情報連絡と協力について十分な努力をはらわなければならない。

(その他)

第 1 9 条 この規程に定めるもののほか、本部について必要な事項は、町長が別に定める。

(平 1 2 規則 4 ・ 一部改正)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和４２年規則第１９号）

この規程は、昭和４２年９月１日から施行する。

附 則（昭和４８年規則第５号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和４９年規則第１６号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５０年規則第１８号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和５０年４月１日から適用する。

附 則（昭和５１年規則第５号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和５０年４月１日から適用する。

附 則（昭和５２年規則第１５号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５５年規則第６号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５８年規則第９号）

この規程は、昭和５８年４月１日から施行する。

附 則（昭和５９年規則第９号）

この規程は、昭和５９年７月１日から施行する。

附 則（昭和６３年規則第２４号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和６３年４月１日から適用する。

附 則（平成元年規則第１４号）

この規程は、公布の日から施行し、平成元年４月１日から適用する。

附 則（平成１２年規則第４号）

この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

附 則（平成１４年規則第１１号）

この規程は、平成１４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年規則第９号）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年規則第２４号）

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第4条，第6条，第7条関係）

（平12規則4・全改，平14規則11・一部改正，令4規則9・全改，令4規則24・一部改正）

矢掛町災害対策本部一覧表

部名（部長，次長）		班名	班長及び班員	所掌事務
本部長 （町長） 副本部長 （副町長，教育政策監）	教育部 （部長 教育課長） （次長 教育課長代理）	学校教育班	班長 学校教育係長 班員 学校教育係員	1 文教施設の災害応急対策に関すること。 2 文教施設の被害状況，応急・復旧対応等の情報収集及び報告に関すること。 3 被災児童の学用品の給与に関すること。 4 小中学校等との連絡調整に関すること。 5 避難所の開設・運営に関すること。 6 避難所等の避難者の確認と報告に関すること。 7 児童，生徒の応急教育に関すること。 8 他班の応援に関すること。
		生涯学習班	班長 生涯学習係長，文化財係長，健康スポーツ係長 班員 生涯学習係員，文化財係員，健康スポーツ係員	1 社会教育施設の災害応急対策に関すること。 2 社会教育施設・文化財等の被害調査及び報告に関すること。 3 他班の応援に関すること。
		給食班	班長 学校給食共同調理場所長 班員 学校給食共同調理場職員	1 食糧の供給に関すること（炊出し，輸送等）。 2 食糧供給の応援に関すること。 3 その他所管の災害調査応急対策及び報告事務に関すること。

	小中学校 班	班長 学校教育係長 班員 学校教育係員	1 児童、生徒の安全確保、避難及び報告に関すること。 2 その他所管の災害調査応急対策及び報告事務に関すること。
総務防災部 (部長 総務 防災課長) (次長 議会 事務局長 総 務防災課長代 理)	庶務班	班長 危機防災係長, 行政情報係長, 人事給 与係長 班員 危機防災係員, 行政情報係員, 人事給 与係員	1 町本部会議の設置, 庶務に関すること。 2 町本部事務の総合調整に関すること。 3 町本部の非常配置及び動員に関するこ と。 4 職員の罹災給付に関すること。 5 被害状況調査の取りまとめ及び県関係 機関への報告に関すること。 6 消防団との連絡調整に関すること。 7 各種情報の収集及び防災関係機関への 伝達に関すること。 8 気象情報の収集に関すること。 9 町地域防災無線の運用に関すること。 10 県等への応援要請に関すること。 11 避難情報に関すること。 12 その他所管の災害調査応急対策及び 報告事務に関すること。
	情報連絡 班	班長 秘書広報係長 班員 秘書広報係員	1 町長の災害視察に関すること。 2 報道機関への災害情報等の発信に関す ること。 3 生活情報等の災害広報に関すること。 4 災害の撮影記録, 記録誌の作成に関す ること。
企画財政部 (部長 企画 財政課長) (次長 企画 財政課長代理)	財政管財 班	班長 財政係長, 管財 係長 班員 財政係長, 管財 係員	1 町有財産の被害調査及び復旧計画に関 すること。 2 庁舎の防災及び災害復旧に関するこ と。 3 災害応急対策物資の調達に関するこ と。

			4 高速道路免除申請証明書の発行に関する こと。 5 その他所管の災害調査応急対策及び報 告事務に関すること。
		企画班	班長 企画係長 班員 企画係員 1 被災者生活再建支援金に関する こと。 2 一時転居者支援に関する こと。 3 住宅災害復興融資利子補給に関する こと。 4 災害復興計画に関する こと。
	町民部 (部長 町民課長) (次長 会計管理者、町民課長代理)	住民環境班	班長 住民環境係長 班員 住民環境係員 1 被災地のごみ及びし尿処理に関する こと。 2 仮設トイレの確保、輸送に関する こと(避難所を除く)。
		窓口班	班長 窓口係長 班員 窓口係員 1 自治会との連絡調整に関する こと。 2 災害に関する町民相談窓口に関する こと。 3 遺体の安置及び火葬等に関する こと。
		家屋調査供給班	班長 資産税係長、住民税係長 班員 資産税係員 住民税係員 1 被害家屋の調査及び取りまとめに 関すること。 2 税務関係の被害調査に関する こと。 3 罹災証明書等発行に関する こと。 4 被災者の税・保険料に関する こと。
		出納班	班長 会計係長 班員 会計係員 1 災害対策物資及びその他資材の調 達・管理に関する こと。 2 義援金・援護金の取り扱いに 関すること。 3 他班の応援に関する こと。

健康子育て部 (部長 健康 子育て課長) (次長 健康 子育て課長代 理)	健康対策 班	班長 保健業務係長, 国民健康保険係長 班員 保健業務係員, 国民健康保険係員	1 避難者の体調管理に関すること。 2 感染症対策に関すること 3 消毒作業の手配に関すること。
	保育園班	班長 子育て支援係長 班員 子育て支援係員	1 園児の安全確保, 避難に関すること。 2 被災園児の応急対応に関すること。
福祉介護部 (部長 福祉 介護課長) (次長 福祉 介護課長代理)	福祉班	班長 福祉推進係長, 介護保険係長 班員 福祉推進係員, 介護保険係員	1 ボランティアニーズの把握及びボラン ティアセンターの応援に関すること。 2 要配慮者の安否確認, 避難に関するこ と。 3 義援金の募集, 配分に関すること。 4 生活救済対策に関すること。
産業観光部 (部長 産業 観光課長) (次長 産業 観光課長代理)	商工班	班長 商業観光課係 長, 地域振興係長 班員 商業観光係員, 地域振興係員	1 商工, 観光関係の被害調査に関するこ と。 2 観光客への情報提供に関すること。 3 罹災証明書等発行に関すること。
	農林調査 班	班長 農林振興係長 班員 農林振興係員	1 危険区域の警戒及び情報連絡に関する こと。 2 農林産物の災害防除に関すること。 3 作物, 家畜の伝染予防・防疫, 写真記 録及び報告に関すること。 4 被害農林業者等に対する資金の融資及 び農業共済金支払いに関すること。

建設部 (部長 建設課長) (次長 建設課長代理)	管理住宅班	班長 管理住宅係長 班員 管理住宅係員	1 土木関係応急対策物資の調達及び維持管理に関すること。 2 土木関係施設の被害状況の取りまとめ及び県関係機関への報告に関すること。 3 町営住宅の災害応急対策に関すること。 4 応急仮設住宅の設置に関すること。 5 排水機施設との連絡調整に関すること。 6 その他所管の災害調査応急対策及び報告事務に関すること。
	応急対策班	班長 工務係長 班員 工務係員	1 災害地の応急対策に関すること。 2 危険区域の警戒及び情報連絡に関すること。 3 道路、橋りょう、河川その他土木関係の被害調査に関すること。 4 その他所管の災害調査応急対策及び報告事務に関すること。
	応急対策ダム管理班	班長 耕地係長 班員 耕地係員	1 災害地の応急対策に関すること。 2 危険区域の警戒及び情報連絡に関すること。 3 ダムの警戒、情報連絡及び関係地域への広報に関すること。 4 農林道、水路、ため池、その他農林業施設の被害調査に関すること。 5 湛水防除施設との連絡調整に関すること。 6 その他所管の災害調査応急対策及び報告事務に関すること。

	上下水道部 (部長 上下水道課長) (次長 上下水道課主幹)	上水班	班長 上水道業務係長, 上水道工務係班員 上水道業務係員, 上水道工務係	1 水道施設の被害調査に関すること。 2 水道施設の応急対策に関すること。 3 飲料水の確保及び給水に関すること。 4 その他所管の災害調査応急対策及び報告事務に関すること。
		下水班	班長 下水道業務係長, 下水道工務係班員 下水道業務係員, 下水道工務係員	1 下水道施設の被害調査に関すること。 2 下水道施設の応急対策に関すること。 3 その他所管の災害調査応急対策及び報告事務に関すること。
	医務部 (部長 病院事業管理者) (次長 病院事務長)	医務班	班長 病院事務長 班員 病院職員	1 被災者の応急医療に関すること。 2 災害医療支援の受入及び調整に関すること。
		たかつま班	班長 介護老人保健施設事務長 班員 介護老人保健施設職員	1 福祉避難所の開設・運営に関すること。
	矢掛寮		班長 矢掛寮長 班員 矢掛寮職員	1 矢掛寮入所者の安全確保に関すること。 2 その他所管の災害調査応急対策及び報告事務に関すること。

資料 2-4 矢掛町自主防災組織活動支援事業補助金交付要綱

平成 24 年 4 月 1 日

告示第 52 号

改正 平成 30 年 11 月 1 日告示第 112 号の 2

平成 31 年 4 月 23 日告示第 57 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、町内の自治会、町内会、地域団体等が自主的に防災活動を行うための組織（以下「自主防災組織」という。）に対し、その地域防災活動を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付することにより、自主防災組織の育成強化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第 2 条 この要綱により補助金を受けることができるものは、次の各号すべてに該当する自主防災組織をいう。

(1) 規約により成立しているもの

(2) 毎年 1 回以上、自主的かつ継続的に防災訓練等を実施するもの

(平 31 告示 57・一部改正)

(補助対象事業及び補助額)

第 3 条 補助金の額は、別表第 1 に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費のうち、別表第 2 に掲げる補助対象経費に補助率を乗じて得た額（1,000 円未満の端数は切り捨てる。）とし、300,000 円を限度とする。

(平 31 告示 57・一部改正)

(交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者（以下「補助事業者」という。）は、矢掛町自主防災組織活動支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に、矢掛町自主防災組織活動支援事業計画書（様式第 1 号の 2）（以下「計画書」という。）を添えて町長に提出しなければならない。

(平 31 告示 57・旧第 6 条繰上・一部改正)

(交付決定)

第 5 条 町長は、前条の申請書等の内容を審査し適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、矢掛町自主防災組織活動支援事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により補助事業者に通知する。

(平 3 1 告示 5 7 ・旧第 7 条繰上 ・一部改正)

(補助対象事業の変更又は中止)

第 6 条 補助事業者は、補助金交付決定通知を受けた後において、補助金交付申請の内容を変更又は内容の全部若しくは一部を中止したいときは、矢掛町自主防災組織活動支援事業補助金交付変更・中止承認申請書（様式第 3 号）に、計画書を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(平 3 1 告示 5 7 ・旧第 8 条繰上 ・一部改正)

(実績報告)

第 7 条 補助事業者は、事業完了後速やかに、矢掛町自主防災組織活動支援事業実績報告書（様式第 4 号）に、矢掛町自主防災組織活動支援事業補助金請求書（様式第 5 号）を添えて町長に提出しなければならない。

(平 3 1 告示 5 7 ・旧第 9 条繰上 ・一部改正)

(補助金の交付)

第 8 条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容の審査等を行い、適正と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(平 3 1 告示 5 7 ・旧第 1 0 条繰上)

(交付決定の取消し)

第 9 条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- (3) 町長の承認を受けて、補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助事業を遂行する見込みがなくなったとき。
- (5) この要綱に違反したとき。

(平 3 1 告示 5 7 ・旧第 1 1 条繰上)

(補助金の返還)

第 1 0 条 町長は、補助事業者が偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたと認めたときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(平 3 1 告示 5 7 ・旧第 1 4 条繰上)

(その他)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別

に定める。

(平 3 1 告 示 5 7 ・ 追 加)

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (平成 3 0 年 1 1 月 1 日 告 示 第 1 1 2 号 の 2)

この要綱は、公布の日から施行し、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 3 1 年 4 月 2 3 日 告 示 第 5 7 号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1 (第 3 条 関 係)

(平 3 1 告 示 5 7 ・ 追 加)

事業名	事業内容
防災活動学習支援事業	自主防災組織が独自に、又は町と連携して、地域の防災活動の取組に生かすために、防災活動に取り組む先進地の視察、災害語り部の派遣、災害伝承等を行う学習施設や地域の見学を実施する事業
防災研修会等支援事業	自主防災組織が独自に、又は町と連携して、防災に関する知識の普及啓発を図るため、防災研修会や講演会等を実施する事業
防災知識等普及啓発事業	自主防災組織が独自に、又は町と連携して、防災知識の普及啓発に係る冊子の作成や防災関連イベントを実施する事業
地域防災リーダー養成支援事業	地域の防災リーダー（地域の自主防災組織の推薦を有する者）が防災に係る資格を取得するために必要な受講料を補助する事業
わがまちハザードマップ作成支援事業	自主防災組織が独自に、又は町と連携して、地域の災害リスクを確認し、災害時の迅速な避難につなげるため、小学校区単位や中学校区単位等で自分のまちのハザードマップの作成等を行う事業
災害・避難カード等作成支援事業	自主防災組織が独自に、又は町と連携して、災害時に適切な避難行動がとれるよう、地域の災害リスクの確認やワークショップを通じた、世帯ごとの「災害・避難カード」作成等を行う事業（看板・標識等の設置を含む。）
高齢者等避難計画推進事業	自主防災組織が独自に、又は町と連携して、災害時に避難支援が必要な高齢者等が適切な避難行動がとれるよう、避難場所や介助する人を事前に把握し、避難計画（個別計画）を策定する事業

避難所共同運営等支援事業	自主防災組織等が独自に、又は町が避難所運営マニュアル等に基づき自主防災組織等と連携し、避難所の共同運営訓練（HUG）等を実施する事業
避難所運営実働訓練等支援事業	自主防災組織が独自に、又は町と連携して、避難所空間配置図（レイアウト）を作成し、避難所運営の実働訓練を実施する事業
避難訓練等支援事業	自主防災組織が独自に、又は町と連携して、各種避難訓練等を実施する事業 （避難訓練等） 避難行動訓練，避難誘導訓練，避難支援訓練，初期消火訓練，情報収集・伝達訓練，救助・救出訓練，炊き出し訓練等 （補助要件） ・本事業で購入する資機材は、別表第１の２のとおりとし、訓練で活用すること。 ・取得した資機材の維持管理は、町は一切の責任を負わないものとし、補助事業者で維持管理するものとする。 ・取得した資機材に防災用であることを明記しなければならない。 ・取得した資機材は、第三者に譲渡してはならない。

別表第１の２

（平３０告示１１２の２・一部改正，平３１告示５７・旧別表第１繰下・一部改正）

資機材名	
初期消火用	街頭用消火器，消火器格納庫（取付け費を含む。），バケツ，消火器薬剤，ホース，放水補助器具等
救出救助用	自動体外式除細動器（AED），ヘルメット，バール，丸太，掛矢，斧，鋏，もっこ，なた，ペンチ，鉄線はさみ，ハンマー，一輪車，ロープ，ゴムボート，ツルハシ，リヤカー，ジャッキ，スコップ，エンジンカッター，テント，チェンブロック，チェーンソー，ウインチ，救急箱，はしご，脚立，担架，防煙マスク，毛布，のこぎり等
避難誘導用	ラジオ，テレビ，無線機器（簡易で携帯用のもの），電池メガホン，標識板，標旗，強力ライト，発電機等
給食給水用	給水タンク，緊急用ろ水装置，飲料用水槽，炊飯装置等
その他	簡易資機材倉庫

別表第 2 (第 3 条関係)

(平 3 1 告示 5 7 ・追加)

事業名	補助対象経費	補助率及び上限額
防災活動学習支援事業	報償費, 旅費, 需用費, 役務費, 委託料, 使用料及び賃借料, 負担金補助及び交付金	対象経費の 1 0 分の 8 以内
防災研修会等支援事業	報償費, 旅費, 需用費, 役務費, 委託料, 使用料及び賃借料, 負担金補助及び交付金	
防災知識等普及啓発事業	報償費, 旅費, 需用費, 役務費, 委託料, 使用料及び賃借料, 備品購入費, 負担金補助及び交付金	
地域防災リーダー養成支援事業	報償費, 旅費, 需用費, 役務費, 委託料, 使用料及び賃借料, 負担金補助及び交付金	対象経費の 1 0 分の 1 0 以内
わがまちハザードマップ作成支援事業	報償費, 旅費, 需用費, 役務費, 委託料, 使用料及び賃借料, 負担金補助及び交付金	対象経費の 1 0 分の 8 以内
災害・避難カード等作成支援事業	報償費, 旅費, 需用費, 役務費, 委託料, 使用料及び賃借料, 工事請負費, 備品購入費, 負担金補助及び交付金	
高齢者等避難計画推進事業	報償費, 旅費, 需用費, 役務費, 委託料, 使用料及び賃借料, 負担金補助及び交付金	
避難所共同運営等支援事業	報償費, 旅費, 需用費, 役務費, 委託料, 使用料及び賃借料, 負担金補助及び交付金	
避難所運営実働訓練等支援事業	報償費, 旅費, 需用費, 役務費, 委託料, 使用料及び賃借料, 備品購入費, 負担金補助及び交付金	
避難訓練等支援事業	報償費, 旅費, 需用費, 役務費, 委託料, 使用料及び賃借料, 備品購入費, 負担金補助及び交付金	

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

矢掛町長 様

団体名
代表者 住 所
氏 名 ⑩
電 話

年度矢掛町自主防災組織活動支援事業補助金交付申請書

矢掛町自主防災組織活動支援事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、 年度
における自主防災組織活動支援事業補助金を下記のとおり申請します。

記

事 業 名	金 額（単位：円）
合 計	

補 助 金 申 請 金 額	合 計 円
---------------	-------

様式第1号の2（第4条関係）

矢掛町自主防災組織活動支援事業計画書

事業名				
事業の目的				
事業の内容				
事業を実施する理由				
収支予算	収入の部		支出の部	
	科目	金額	科目	金額

添付書類

- (1) 経費を算出する根拠となる見積書，商品説明書類（カタログ等）の写し
- (2) 補助金の交付を受けようとする自主防災組織の規約，組織図及び構成員名簿
- (3) 資機材を購入する場合は，その保管場所の位置図
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

矢掛町長

㊟

矢掛町自主防災組織活動支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請の 年度矢掛町自主防災組織活動支援事業
補助について、矢掛町自主防災組織活動支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

補助金額

円

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

矢掛町長 様

団体名

代表者 住 所

氏 名

㊞

電 話

矢掛町自主防災組織活動支援事業補助金交付変更・中止承認申請書

年 月 日付けで補助金交付決定のありました事業について、矢掛町自主防災組織活動支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり変更（中止）したいので、承認して下さるよう申請します。

記

1 変更（中止）の内容

2 変更（中止）の理由

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

矢掛町長 様

団体名

代表者 住 所

氏 名

㊞

電 話

年度矢掛町自主防災組織活動支援事業実績報告書

年 月 日付けで補助金交付決定のありました事業について、下記のとおり実施しましたので矢掛町自主防災組織活動支援事業補助金交付要綱第7条の規定により実績を報告します。

記

事 業 名				
補助金交付 決 定 額				
完了・未了 の 別				
収 支 決 算	収入の部		支出の部	
	科 目	金 額	科 目	金 額

添付書類

- (1) 矢掛町自主防災組織活動支援事業補助金請求書（様式第5号）
- (2) 補助対象経費に関する請求書及び領収書の写し
- (3) 事業を行っている様子が分かる写真（資機材の場合はその写真）
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

矢掛町長 様

団体名

代表者 住 所

氏 名

㊞

電 話

矢掛町自主防災組織活動支援事業補助金請求書

年 月 日付けで補助金交付決定のありました事業について、
事業が完了しましたので、下記のとおり矢掛町自主防災組織活動支援事業補助
金の交付を請求します。

記

総 事 業 費	
補 助 対 象 事 業 費	
補 助 金 請 求 額	

なお、補助金の交付については、下記口座への振込を希望します。

金融機関名							
支店（所）名	本店・本所・ 支店・ 支所・ 出張所・ 代理店						
口座種別	1 普通（総合） 2 当座 3 その他						
口座番号							右詰で記入ください
口座名義人	(フリガナ)						

※振込先口座が確認できるよう、該当部分の通帳の写しを添付してください。

様式第 1 号（第 4 条関係）

（平 3 1 告示 5 7 ・全改）

様式第 1 号の 2（第 4 条関係）

（平 3 1 告示 5 7 ・追加）

様式第 2 号（第 5 条関係）

（平 3 1 告示 5 7 ・一部改正）

様式第 3 号（第 6 条関係）

（平 3 1 告示 5 7 ・一部改正）

様式第 4 号（第 7 条関係）

（平 3 1 告示 5 7 ・全改）

様式第 5 号（第 7 条関係）

（平 3 1 告示 5 7 ・一部改正）

資料 2－5 矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱

平成 20 年 10 月 1 日

告示第 85 号

改正 平成 24 年 3 月 19 日告示第 32 号

平成 28 年 2 月 24 日告示第 21 号

平成 29 年 4 月 1 日告示第 64 号の 2

令和元年 8 月 30 日告示第 101 号

矢掛町木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱（平成 15 年 1 月 31 日矢掛町告示第 8 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 地震に対する建築物の安全性の向上を図り、公共の福祉の確保に資するため、建築物の耐震診断等を実施するに当たり、これに要する費用の一部を予算の範囲内において補助するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）耐震診断等 既存の建築物の耐震性を確認するために行う次に掲げるもの及びこれに付随する調査等をいう。ただし、建築物の用途変更に伴うものを除く。

ア 次に掲げる方法に基づき行う既存建築物の耐震診断、補強計画、計画後の耐震診断

（ア）国土交通省が示す技術指針に定める方法

（イ）岡山県木造住宅耐震診断マニュアル（以下「マニュアル」という。）に掲げる一般診断法、精密診断法

イ 構造計算書の既存設計図書の内容確認及び現地調査

ウ 構造計算の再計算及び現地調査

エ 既存住宅性能表示制度に係る性能評価（「構造躯体の倒壊等防止」に係る耐震等級の項目を含むものに限る。）

（2）住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 未満のもの）を含む。）をいう。

（3）指示対象建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 15 条第 2 項に規定する建築物をいう。

（平 29 告示 64 の 2 ・ 一部改正）

（補助対象者）

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、別表の事業区分に応じて次に掲げる耐震診断等（既存住宅性能表示制度に係る性能評価を除いて、その結果について岡山県知事が指定する耐震診断評価機関の評価を受けたものに限る。）を行う民間建築物の所有者（区分所有建築物にあつては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体）とする。

（1） 木造住宅耐震診断事業 岡山県木造住宅耐震診断員認定要綱第3条の規定により、岡山県知事の登録を受けた木造住宅耐震診断員による耐震診断を、一般社団法人岡山県建築士事務所協会に委託して実施するもの。ただし、既存住宅性能表示制度に係る性能評価はこの限りでない。

（2） 前号以外の事業 建築物の構造実務実績等を勘案し岡山県知事が指定した建築士事務所に委託し実施するもの。ただし、既存住宅性能表示制度に係る性能評価はこの限りでない。

（平29告示64の2・一部改正）

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる補助対象経費及び補助率等は、別表に定めるところによる。ただし、補助対象経費について仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の金額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）を含まないものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1） 耐震診断等を受けようとする建築物の位置図
- （2） 耐震診断等を受けようとする建築物の所有者及び建築時期が分かるもの
- （3） その他町長が必要と認めるもの

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、速やかにこれを審査し、適当であると認めたときは、矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に補助金の交付決定の通知をするものとする。

(計画の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、補助金の交付対象となる耐震診断等の内容を変更し、又は耐震診断等を中止若しくは廃止しようとするときは、速やかに矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金交付変更・中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、これを承認し、その旨を補助決定者に矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金交付変更・中止(廃止)承認書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から10日を経過する日又は補助金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断等の結果報告書

(2) その他町長が必要と認めるもの

(評価)

第9条 補助決定者は、耐震診断等の結果について岡山県知事が指定する耐震診断評価機関の評価を受けるものとする。ただし、既存住宅性能表示制度に係る性能評価はこの限りでない。

(補助金の交付)

第10条 町長は、第8条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その確定した補助金の額を矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金確定通知書(様式第6号)により補助決定者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

(結果の公表)

第11条 町長は、実施した耐震診断等の結果を延滞なく公表するものとする。

2 公表する建築物の種類及び方法は、町長が別に定める。

3 耐震診断等を実施した建築物の所有者は、当該建築物を第三者に譲渡、賃貸又は貸与しようとするときは、譲渡人又は借受人に耐震診断等の結果を開示しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、建築物耐震診断等事業費補助金に関し必要な事項

は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月19日告示第32号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月24日告示第21号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日告示第64号の2）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月30日告示第101号）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表

（平29告示64の2・全改，令元告示101・一部改正）

補助の対象			補助率等
事業区分	建築物	経費	
木造住宅耐震診断事業	次に掲げる要件の全てに該当する住宅 (1) 本町に存する民間のもの (2) 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建てのものの (3) 構造が次に掲げる工法以外の木造であるもの ア 丸太組工法 イ 建築基準法第38条の規定に基づく認定工法 (4) 地上階数が2	次に掲げる経費（1戸当たり136,000円（岡山県木造住宅耐震診断マニュアルに掲げる一般診断法によるものにあつては延べ床面積200平方メートル以内までは1戸当たり71,200円、200平方メートルを超えるものにあつては100平方メートルまでごとに9,100円を加算した額）以内を限度） (1) 第2条第1号の耐震診断等の経費。ただし、第2条第1号アルに係るものは、マニュアルに掲げる一般診断法、精密診断法によるものに限り、同号エに係るものは、耐震性能に係る評価の費用相当分に限る。	補助対象経費の3分の2以内とし、90,000円を限度とする。ただし、一般診断法にあつては、延べ床面積が200平方メートル以内までは60,000円、200平方メートルを超えるものにあつては、100平方メートルまで達するごとに8,000円を加算した額

	以下のもの	(2) 第9条の評価に係る経費	
戸建て住宅耐震診断事業	次に掲げる要件の全てに該当する住宅 (1) 木造住宅耐震診断事業の建築物欄に掲げる以外の一戸建て住宅 (2) 本町に存する民間のもの (3) 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅	次に掲げる経費(136,000円/戸以内を限度) (1) 耐震診断の経費。ただし、第2条第1号エに係るものは、耐震性能に係る評価の費用相当分に限る。 (2) 第9条の評価に係る経費	補助対象経費の3分の2以内。ただし、1住宅につき90,000円を限度とし、補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その金額を切り捨てるものとする。
建築物耐震診断事業	昭和56年5月31日以前に着工された建築物で町内に存する民間のものであって、次の各事業の建築物欄に掲げる建築物以外の建築物 (1) 木造住宅耐震診断事業 (2) 戸建て住宅耐震診断事業	次に掲げる経費(1平方メートル当たり延べ床面積が1,000平方メートル以内のものは3,670円、1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内のものは1,570円、2,000平方メートルを超えるものは1,050円を乗じて得た額を合計した額を限度とする。ただし、実際要した費用が当該金額未満の場合は、その金額とする。) (1) 耐震診断等の経費。ただし、第2条第1号エに係るものは、耐震性能に係る評価の費用相当に限る。 (2) 第9条の評価に係る経費	補助対象経費の3分の2以内。ただし、1棟につき指示対象建築物は3,000,000円、その他は1,500,000円を限度とし、補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その金額を切り捨てるものとする。

様式第1号(第5条関係)

矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金交付申請書

年 月 日

矢掛町長 殿

申請人 住 所
氏 名 印
連絡先() ー

矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金の交付を受けたいので、矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

なお、矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱第11条の規定により行われる耐震診断等の結果を公表することに同意し、異議を一切申し立てません。

補助年度	年度	補助金の名称	矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金
補助事業の事業区分			
補助事業の目的及び内容			
補助事業の効果			
補助事業の経費所要額		金	円
補助金額		金	円
補助事業の着手年月日 及び完了年月日(予定)		着手予定 完了予定	年 月 日 年 月 日
添付図書		1 建築物の位置図 2 建築物の所有者及び建築時期が分かるもの 3 建築物の2面以上の外観写真 4 その他	
※担当課所見			

注 ※印の欄は記入しないこと。

様式第2号(第6条関係)

矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金交付決定通知書

矢掛町指令 第 号
年 月 日

申請人

住 所

氏 名 殿

矢掛町長

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	矢掛町指令 第 号
補助年度	年度	補助金の 名 称	矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金
補助事業の 事業区分			
補助対象 金 額	金		円
補助金額	金		円
交付予定 時 期	補助事業完了後、補助事業実績報告書に基づき支払う。		
交付条件	1 補助事業の内容等の変更をするときは、町長の承認を受けること。 2 補助事業の中止又は廃止をするときは、町長の承認を受けること。 3 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は遂行が困難となったときは、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。		

様式第3号(第7条関係)

矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金交付変更・中止(廃止)承認申請書

矢掛町指令 第 号
年 月 日

矢掛町長 殿

補助決定者 住 所
氏 名 印

矢掛町指令 第 号で交付決定を受けた矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金について、変更・中止(廃止)承認を受けたいので、矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	矢掛町指令 第 号
補助年度	年度	補助金の名称	矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金
補助事業の事業区分			
補助事業の内容	変更前		
	変更後		
中止(廃止)の理由			
中止(廃止)の年月日	年 月 日(予定)		
添付書類	補助事業の変更内容の分かるもの		

様式第4号(第7条関係)

矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金交付変更・中止(廃止)承認書

年 月 日

補助決定者

住 所

氏 名

殿

矢掛町長

年 月 日付けで申請のあった補助金交付変更・中止(廃止)承認については、次のとおり承認したので矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	矢掛町指令 第 号
補 助 年 度	年度	補 助 金 の 名 称	矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金
補助事業の 事 業 区 分			
補助事業の 変 更 内 容			

様式第5号(第8条関係)

矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金実績報告書

年 月 日

矢掛町長 殿

補助決定者 住 所
氏 名 印

矢掛町指令 第 号で交付決定を受けた矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金について事業が完了したので、矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	矢掛町指令 第 号
補助年度	年度	補助金の 名 称	矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金
補助事業の事業区分			
補助事業の施行場所	矢掛町		
着手年月日及び完了 年月日	年 月 日 年 月 日		
補助金の交付決定通 知額	円		
補助事業の経費精算 額	円		
補助事業の経過及び 内容			
添 付 書 類			

様式第6号(第10条関係)

矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金確定通知書

年 月 日

補助決定者

住 所

氏 名

様

矢掛町長

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	矢掛町指令 第 号
補助年度	年度	補助金の 名 称	矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金
補助事業の事業区分			
補助金の交付決定通知額	金	円	
補助事業の経費精算額	金	円	
補助金の交付確定額	金	円	

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

様式第 5 号 (第 8 条関係)

様式第 6 号 (第 1 0 条関係)

資料 2-6 矢掛町木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱

平成 24 年 3 月 19 日

告示第 31 号

改正 平成 26 年 3 月 20 日告示第 37 号

平成 28 年 2 月 5 日告示第 13 号

平成 29 年 4 月 1 日告示第 64 号の 3

令和元年 8 月 30 日告示第 100 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、大地震発生時の住宅の倒壊を防止し市街地の減災を図るために、民間の既存木造住宅の耐震改修に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅 木造の一戸建ての住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の 1/2 未満のもの)を含む。)をいう。

(2) 耐震診断 次のいずれかに該当する既存木造住宅の地震に対する安全性の評価をいう。

ア 岡山県建築物耐震診断等事業を活用するもの

イ 国土交通省が示す技術指針に定める方法に基づき行うもの

(3) 木造住宅耐震診断員 岡山県木造住宅耐震診断員認定要綱第 3 条の規定により、知事の登録を受けた者をいう。

(4) 耐震改修工事 耐震診断の結果若しくは既存住宅性能評価により、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅の耐震改修工事別表第 1 に定める耐震基準を確保するために行うもの及び木造住宅耐震診断員により工事監理がされるものに限る。)をいう。

(平 26 告示 37・一部改正)

(補助対象建築物)

第 3 条 補助金の交付の対象となる既存木造住宅(以下「補助対象建築物」という。)は、次の各号の要件の全てに該当するものとする。

(1) 町内に存する民間のものであること。

(2) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着工され、かつ、2 階建て以下であること。

(3) 耐震診断を受け、その診断結果が別表 1 に定める既存木造住宅の性能であること。

(平 2 9 告示 6 4 の 3 ・ 一部改正)

(補助事業者)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、前条に規定する補助対象建築物の所有者とし、町の他の制度による補助を受けていない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、町税を完納していない者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者を含む。）は、補助金の交付を受けることができない。

(平 2 9 告示 6 4 の 3 ・ 一部改正)

(補助の対象、補助金の交付額等)

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費、補助率等は、別表第 2 に定めるところによる。ただし、補助対象経費について、消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の額のうち、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる額と、当該額に地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による地方消費税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。）が含まれる場合にあっては、当該消費税仕入控除税額は、控除するものとする。

(交付申請)

第 6 条 補助事業者は、矢掛町木造住宅耐震改修事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に、必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 7 条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにこれを審査し適当であると認めたときは、矢掛町木造住宅耐震改修事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により補助事業者に補助金の交付決定の通知をするものとする。

2 町長は、前項の審査を行うにあたり、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 条に規定する所管行政庁に意見を求めた上で、当該申請の耐震改修工事の内容が、別表 1 に掲げる耐震基準を確保できるものであることを確認するものとする。

(平 2 6 告示 3 7 ・ 一部改正)

(中間検査)

第 8 条 補助事業者は、前条第 1 項の交付決定を受けた際に町長から指定された中間工程の

工事が完了したときは、矢掛町木造住宅耐震改修事業中間検査申請書（様式第3号）を町長に提出し、中間検査を受けなければならない。

（平26告示37・一部改正）

（事業内容の変更等）

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、次の各号に定める区分により当該各号に定める書類に必要書類を添えて速やかに町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1） 補助金の額に変更が生じるとき 矢掛町木造住宅耐震改修事業交付決定変更申請書（様式第4号）

（2） 補助金の額に変更が生じないとき 矢掛町木造住宅耐震改修事業変更承認申請書（様式第5号）

（3） 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 矢掛町木造住宅耐震改修事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）

2 町長は、前項の申請があったとき、その内容を審査し適当であると認めたときは、これを承認し、その旨を矢掛町木造住宅耐震改修事業補助金交付決定変更通知書（様式第7号）又は矢掛町木造住宅耐震改修事業変更・中止（廃止）承認書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（完了検査）

第10条 補助事業者は、耐震改修の全てを終了したときは、矢掛町木造住宅耐震改修事業完了届（様式第9号）を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の届出があったときは、完了検査を実施し、耐震改修工事の完了を確認するものとする。ただし、耐震改修工事について建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けたものについては、この限りでない。

（平26告示37・平28告示13・一部改正）

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日から起算して10日以内又は補助金の交付決定のあった年度の末日のうちいずれか早い期日までに、矢掛町木造住宅耐震改修事業実績報告書（様式第10号）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 12 条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その確定した補助金の額を矢掛町木造住宅耐震改修事業補助金交付確定通知書（様式第 11 号）により補助事業者に通知するものとする。

2 補助金の請求は、矢掛町木造住宅耐震改修事業補助金交付請求書（様式第 12 号）を町長に提出して行わなければならない。

3 町長は、前項の請求により速やかに補助金を交付するものとする。

（公表）

第 13 条 町長は、本事業の耐震改修工事の結果を遅滞なく公表するものとする。

2 公表の方法は、町長が別に定める。

（平 26 告示 37 ・一部改正）

（取引上の開示）

第 14 条 本事業による耐震改修工事を実施した木造住宅を所有する者は、当該木造住宅を譲渡若しくは貸与しようとするときは、譲渡人又は賃借人に、耐震改修工事の結果を開示しなければならない。

（平 26 告示 37 ・一部改正）

（その他）

第 15 条 この要綱のほか、事業に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 20 日告示第 37 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 5 日告示第 13 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日告示第 64 号の 3）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 8 月 30 日告示第 100 号）

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）

既存木造住宅の性能		耐震基準
耐震診断	上部構造評点が 1.0 未満のもの	上部構造評点が 1.0 以上

既存住宅性能評価	耐震等級が1に満たないもの	耐震等級が1以上
----------	---------------	----------

別表第2（第5条関係）

（平28告示13・平29告示64の3・令元告示100・一部改正）

補助対象経費	耐震化工事に要する経費（建替えの場合は耐震改修工事相当分の費用）ただし、34,100円/m ² を限度とする。
耐震化工事に対する補助額	次に掲げる額の合計額 （1） 補助対象経費に0.5を乗じた額（千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする） ただし、1住宅につき、80万円を限度とする。 （2） 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

様式第1号（第6条関係）

矢掛町木造住宅耐震改修事業補助金交付申請書

年 月 日

矢掛町長 殿

申請人 住所
氏名 ㊟

矢掛町木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第6条の規定により、矢掛町木造住宅耐震改修事業費補助金を受けたいので、次のとおり申請します。
なお、当該補助事業に係る耐震改修の結果については、矢掛町木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第13条に規定する公表に同意し、公表に関する異議又は不服の申し立ては一切しないことを確約します。

補 助 年 度		年度	
補助事業の目的及び内容		耐震改修工事により耐震性を確保することを目的とし、補強計画に基づいて、柱や壁などを補強する。	
補 助 事 業 の 効 果		耐震改修工事により耐震性が確保できる。	
既存住宅の概要	所 有 者	住所 氏名 TEL () —	
	所 在 地		
	規 模 等		
	建築年月日		
補助事業の経費所要額			
補 助 金 の 申 請 額			
補助事業の着手年月日		着手	年 月 日
及び完了年月日（予定）		完了	年 月 日
添付書類		1 事業計画書（別紙1）	確認欄 1 ☐
		2 耐震診断結果報告書又は耐震性能評価書の写し	2 ☐
		3 既存住宅の工事着手の時期を証する書類	3 ☐
		4 既存住宅の所有権を証する書類	4 ☐
		5 耐震化工事の実施に係る利害関係者の同意書	5 ☐
		6 所得証明書又は課税証明書（所得者全員分）	6 ☐
		7 既存住宅の付近見取図、外観写真	7 ☐
		8 耐震化工事の見積書、設計図、行程表等	8 ☐
備考（記入不要）			

別紙1

事業計画書

申請者の氏名	
既存住宅の所在地	
既存住宅の床面積	延床面積 : m ² うち店舗等の面積 : m ² (割合 : %)
耐震化工事の区分	☐ 耐震改修工事 ☐ 建替工事
耐震補強の方法	工法 :
耐震性能の評価方法	☐ 耐震診断 ☐ 既存住宅性能評価
既存住宅の耐震性能	上部構造評点 :
目標の耐震性能	上部構造評点 :
耐震基準	☐ 上部構造評点が1.0以上 ☐ 耐震等級が1以上
総事業費	円
補助対象経費 (耐震改修工事費×0.5)	円
補助対象限度額	800,000 円
補助金の申請額	円

注1 総事業費は、耐震改修工事を含む工事全体の契約予定額（見積額）とすること。

2 補助対象経費は、総事業費のうち、耐震化に係る経費（建替工事にあつては耐震改修工事相当分の費用）に0.5を乗じた額（千円未満切り捨て）とする。

3 補助金の申請額は、補助対象経費と補助対象限度額を比較し、いずれか低い方の額とする。

4 変更の場合は、記載事項を変更する欄の upper 段に前回の内容を括弧書きで記入し、下段に変更の内容を記入すること。

様式第2号（第7条関係）

矢掛町木造住宅耐震改修事業補助金交付決定通知書

第 号

申請人 住所
氏名 殿

年 月 日付けで申請のあった矢掛町木造住宅耐震改修事業費補助金の交付については、次のとおり決定したので、矢掛町木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

年 月 日

矢掛町長

補 助 年 度	年度
補 助 金 の 名 称	
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の経費所要額	円
補助金の交付決定額	円
添 付 書 類	1 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分は、 年 月 日付け申請書記載のとおりとする。 2 保持事業の内容及び経費の配分等の変更をするときは、町長の承認を受けること。 3 補助事業を中止し、又は廃止するときは、町長の承認を受けること。 4 補助事業が予定の期間内に完成しないとき、又は遂行が困難となったときは、速やかに町長に報告しその指示を受けること。 5 耐震化工事が中間工程に達したときは、第8条の規定により中間検査を受けること。 6 補助事業の耐震改修の結果については、公表するものであることを申し添える。

様式第3号（第8条関係）

矢掛町木造住宅耐震改修事業中間検査申請書

年 月 日

矢掛町長 殿

補助事業者 住所
氏名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった矢掛町木造住宅耐震改修事業に係る耐震化工事の中間工程を終えましたので、矢掛町木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり中間検査を申請します。

工事場所の所在地	矢掛町
中間工程の工事概要	
中間工程工事終了年月日	年 月 日
中間検査希望年月日	年 月 日
工 事 管 理 者	事務所名： 氏名： 資格： 電話番号：
工 事 施 工 者	事務所名： 氏名： 資格： 電話番号：

注 中間工程までの工事内容及び成果が確認できる資料を添付すること。

様式第4号（第9条関係）

矢掛町木造住宅耐震改修事業交付決定変更申請書

年 月 日

矢掛町長 殿

申請人 住所
氏名 ㊞

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業については、下記
のとおり事業内容等を変更したいので、矢掛町木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第9条第1項第1
号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

2 変更の具体的理由

3 補助金の額	交付決定額	円
	交付変更申請額	円
	差引増減額	円

4 事業完了期日（予定） 年 月 日

5 添付書類

- (1) 変更の事業計画書（別紙1）
- (2) 変更の工事内訳書及び図面
- (3) その他内容の確認に必要な資料

様式第5号（第9条関係）

矢掛町木造住宅耐震改修事業変更承認申請書

年 月 日

矢掛町長 殿

申請人 住所
氏名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業については、下記のとおり事業内容等を変更したいので、矢掛町木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第9条第1項第2号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

2 変更の具体的理由

3 事業完了期日 年 月 日

4 添付書類

(1) 変更の図面

(2) その他、内容の確認に必要な資料

様式第6号（第9条関係）

矢掛町木造住宅耐震改修事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

矢掛町長 殿

申請人 住所
氏名 ㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業については、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、矢掛町木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第9条第1項第3号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金の名称

2 補助金の交付決定年月日 年 月 日

3 補助金の交付決定額 円

4 中止（廃止）の具体的理由

5 添付書類

- (1) 中止（廃止）に至るまでの経過を明らかにした書類
- (2) その他、理由等の説明に必要な資料

様式第7号（第9条関係）

矢掛町木造住宅耐震改修事業補助金交付決定変更通知書

第 号

申請人 住所
氏名 殿

年 月 日付け 第 号で通知した矢掛町木造住宅耐震改修事業費補助金の交付決定については、次のとおり当該決定の額及びその内容を変更したので、矢掛町木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

年 月 日

矢掛町長

補 助 年 度	年度	
補 助 金 の 名 称		
補 助 事 業 の 名 称		
補助事業の経費所要額	前回決定額	
	変更増減額	
	変更決定額	
補助金の交付決定額	前回決定額	
	変更増減額	
	変更決定額	
交 付 の 条 件	1 変更に係る補助事業の内容は、年 月 日付け変更申請書記載のとおりとする。 2 変更に係る補助事業に要する経費の配分は、前記申請書記載のとおりとする。 3 事業完了期日を年 月 日までとする。	

様式第8号（第9条関係）

矢掛町木造住宅耐震改修事業変更・中止（廃止）承認書

第 号

申請人 住所
氏名 殿

年 月 日付けで申請のあった標記事業の変更・中止（廃止）については、矢掛町木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により承認します。

年 月 日

矢掛町長

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	
申 請 の 区 分	変 更 ・ 中 止 ・ 廃 止
承 認 の 条 件	

様式第9号（第10条関係）

矢掛町木造住宅耐震改修事業完了届

年 月 日

矢掛町長 殿

補助事業者 住所
氏名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった矢掛町木造住宅耐震改修事業に係る耐震化工事が完了しましたので、矢掛町木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

工事場所の所在地	矢掛町
完了年月日	年 月 日
完了検査希望年月日	年 月 日
工事管理者	事務所名： 氏名： 資格： 電話番号：
工事施工者	事務所名： 氏名： 資格： 電話番号：

- 注1 工事完成と書（改修後の耐震診断結果、図面、工事写真等）を添付すること。
2 建築確認を受けた工事については、完了検査証の写しを添付すること。

様式第10号（第11条関係）

矢掛町木造住宅耐震改修事業実績報告書

年 月 日

矢掛町長 殿

補助事業者 住所
氏名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった矢掛町木造住宅耐震改修事業費が完了しましたので、矢掛町木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度		
補 助 金 の 名 称	矢掛町木造住宅耐震改修事業補助金		
補 助 事 業 の 名 称	矢掛町木造住宅耐震改修事業		
補助事業の施工場所	矢掛町		
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着手 完了	年 月 日 年 月 日	
補助事業の経費所要額 及び経費精算額	経費所要額	円	
	経費精算額	円	
	差引増減額	円	
補助金の交付決定額 及び精算額	交付決定額	円	
	精算額	円	
	差引増減額	円	
添 付 書 類	1 事業実績調書（別紙2） 2 工事契約書の写し 3 工事代金の支払い証書		確認欄 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐
備考（記入不要）			

別紙2

事業実績調書

補助事業者の氏名	
既存住宅の所在地	
既存住宅の床面積	延床面積 : m ² うち店舗等の面積 : m ² (割合 : %)
耐震化工事の区分	☐ 耐震改修工事 ☐ 建替工事
耐震補強の方法	工法 :
耐震性能の評価方法	☐ 耐震診断 ☐ 既存住宅性能評価
既存住宅の耐震性能	上部構造評点 :
改修後の耐震性能	上部構造評点 :
耐震基準	☐ 上部構造評点が1.0以上 ☐ 耐震等級が1以上
総事業費	円
補助対象経費 (耐震改修工事費×0.5)	円
補助対象限度額	800,000 円
補助金の申請額	円

注1 総事業費は、耐震改修工事を含む工事全体の契約予定額（見積額）とすること。

2 補助対象経費は、総事業費のうち、耐震化に係る経費（建替工事にあつては耐震改修工事相当分の費用）に0.5を乗じた額（千円未満切り捨て）とする。

3 補助金の申請額は、補助対象経費と補助対象限度額を比較し、いずれか低い方の額とする。

4 変更の場合は、記載事項を変更する欄の upper 段に前回の内容を括弧書きで記入し、下段に変更の内容を記入すること。

様式第11号（第12条関係）

矢掛町木造住宅耐震改修事業補助金交付決定通知書

第 号

補助事業者
住所
氏名 殿

年 月 日付けで実績報告のあった矢掛町木造住宅耐震改修事業については、次のとおり補助金の額を決定しましたので、矢掛町木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により通知します。

年 月 日

矢掛町長

補 助 年 度	年度	
補 助 金 の 名 称		
補 助 事 業 の 名 称		
補助事業の施行場所	矢掛町	
補助金の交付決定の内容	年 月 日	年 月 日
	番 号	第 号
	交付決定額①	円
補助事業の経費精算額	円	
補助金の交付決定額②	円	
差額 ①－②	円	

様式第12号（第12条関係）

矢掛町木造住宅耐震改修事業補助金交付請求書

年 月 日

矢掛町長 殿

補助事業者 住所
氏名 ㊟

矢掛町木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定により、次のとおり請求します。

補 助 年 度	年度		
補 助 金 の 名 称			
補 助 事 業 の 名 称			
補助事業の施行場所	矢掛町		
補助金の交付決定の内容	年 月 日	年	月 日
	番 号	第	号
	交付決定額	円	
補助金の交付決定額	円		
交 付 請 求 額	円		
添 付 書 類	1 補助金交付決定通知書の写し 2 補助金確定通知書の写し		

※補助金振込先

金融機関		支店							
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号							
カタカナ									
口座名義									

様式第 1 号（第 6 条関係）

（平 2 9 告示 6 4 の 3 ・ 全改）

様式第 2 号（第 7 条関係）

様式第 3 号（第 8 条関係）

様式第 4 号（第 9 条関係）

様式第 5 号（第 9 条関係）

様式第 6 号（第 9 条関係）

様式第 7 号（第 9 条関係）

様式第 8 号（第 9 条関係）

様式第 9 号（第 1 0 条関係）

様式第 1 0 号（第 1 1 条関係）

（平 2 9 告示 6 4 の 3 ・ 全改）

様式第 1 1 号（第 1 2 条関係）

様式第 1 2 号（第 1 2 条関係）

岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定

平成 26 年 7 月

岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定

岡山県（以下「県」という。）と県内各市町村とは、県内において災害が発生し、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）単独では災害時の対策を十分に実施することができない場合に、被災市町村の要請に応じ、県及び他の市町村が相互に協力し、被災市町村の応援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）災害時の対策を実施するために必要な人員の派遣
- （2）食料、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- （3）避難及び収容のための施設の提供
- （4）救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- （5）救助活動及び救援活動に必要な車両等及び資機材の提供
- （6）被災児童、被災生徒等の一時受入れ
- （7）ごみ及びし尿の処理のための装備及び処理施設の提供
- （8）遺体の火葬のための施設の提供
- （9）その他被災市町村から特に要請があった事項

（応援の実施）

第2条 応援を受けようとする被災市町村（以下「受援市町村」という。）は、次の事項を明らかにして、県又は応援を求めようとする市町村へ要請を行うものとする。

- （1）被害の状況
 - （2）応援を要請する内容（人員の派遣要請については職種及び人数、物資、資機材等の提供要請については物資等の品名、数量等）
 - （3）応援場所及び応援場所への経路
 - （4）応援の期間
 - （5）その他必要な事項
- 2 県は、前項の要請を受けた場合には、他の市町村の被災状況、受援市町村の求める応援の内容等を勘案して、自ら応援を実施し、又は直ちに前項各号に掲げる事項を明らかにして受援市町村以外の市町村と調整した上で、応援可能な市町村に対し受援市町村に対する応援の要請を行う。
- 3 前2項の規定により応援を要請された市町村は、正当な理由がない限り、受援市町村に対する応援を拒んではならない。
- 4 県は、災害の規模若しくは発生場所又は受援市町村からの応援要請の内容に照らし、必要と認めた場合は、速やかに近隣の府県又は国に応援を求めるものとする。

5 第1項又は第2項の規定により応援を実施する市町村は、応援の内容等について、適宜、県に情報提供する。

6 第1項の要請及び第2項の調整は、原則として電話等によって行うものとし、後日、速やかに第1項各号に掲げる事項を明記した文書を提出する。

(自主応援)

第3条 県及び受援市町村以外の市町村は、通信の断絶等により受援市町村と連絡が不可能であり、かつ、災害の状況に照らして緊急に応援を実施する必要があると認められるときは、受援市町村からの要請を待たず、自主的に必要な応援を実施することができる。

2 前項の規定により応援を実施しようとする市町村は、応援の内容等について、被災市町村及び県に情報提供する。

(経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として、受援市町村の負担とする。

2 受援市町村において、前項の経費を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を実施した県又は市町村において、当該経費を一時繰替支弁する。

3 前条第1項の規定により自主応援を実施した場合における第1項の経費の負担方法については、受援市町村と応援を実施した県又は市町村が協議して定める。

(県連絡員の派遣)

第5条 県は、気象の状況、周辺市町村の被災状況等から、災害が発生していることが懸念される市町村であって、かつ、被害状況の報告がない等防災体制の混乱が想定される市町村に対して、連絡員の派遣を行うことができる。この場合において、連絡員の派遣を受け入れる市町村は、連絡員が行う被害状況の県への報告等の業務に協力するものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定の確実かつ円滑な実施を図るため、県及び市町村は、それぞれ連絡責任者を定めることとし、県内に災害が発生した場合には、各連絡責任者は、相互に連絡し、情報を共有する。

2 市町村は、前項の規定により定めた連絡責任者の氏名及び連絡先を毎年度当初に県に通知するものとし、通知を受けた県は、連絡責任者名簿を作成し、各市町村に提供する。

(協議会の設置)

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて県及び市町村の防災体制の整備に資するため、県及び市町村の防災担当課長を構成員とする岡山県災害時相互応援連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、この協定に基づく応援が、より実効性の高いものとなるよう、被災市町村に対する応援を実施する市町村をあらかじめ定めるブロック制やカウンターパート制の構築等、被災状況に応じてよりの確かつ迅速な応援を可能とする仕組みづくりについて、継続的に検討を行う。

- 3 協議会に、幹事会を置く。
- 4 協議会及び幹事会の組織及び運営に関して必要な事項は、県及び市町村が別途協議して定める。

(平常時の活動)

第8条 市町村は、平常時から、地域防災計画及び災害時の応援に資する資料を相互に提供するほか、他の市町村が実施する防災訓練等に積極的に参加する等、災害時の相互応援が円滑に実施されるよう相互の交流促進を図るものとする。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、県又は市町村において既に締結されている協定及び個別に締結する協定の運用を妨げるものではない。

(その他)

第10条 この協定に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び各市町村が協議して定める。

附 則

(発効日)

- 1 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。
(岡山県下15市災害時相互応援に関する協定の廃止)
- 2 県内各市が平成22年11月25日に締結した岡山県下15市災害時相互応援に関する協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、この協定書を28通作成し、岡山県知事及び各市町村長が記名及び押印をして、各自その1通を保有する。

平成26年7月4日

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太



岡山市

岡山市長 大森 雅夫



倉敷市

倉敷市長 伊東 香織



津山市

津山市長 宮地 昭範



玉野市

玉野市長 黒田



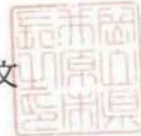
笠岡市

笠岡市長 三島 紀元



井原市

井原市長 瀧本 豊文



総社市

総社市長 片岡 聡



高梁市

高梁市長 近藤 隆則



新見市

新見市長 石垣 正夫



備前市

備前市長 吉村 武司



瀬戸内市

瀬戸内市長 武久 顕也



赤磐市

赤磐市長 友實 武則



真庭市

真庭市長 太田 昇



美作市

美作市長 萩原 誠司



浅口市

浅口市市長 栗山 康彦



和気町

和気町長 大森 直徳



早島町

早島町長 中戸 哲生



里庄町

里庄町長 大内 恒章



矢掛町

矢掛町長 山野 通彦



新庄村

新庄村長 笹野 寛



鏡野町

鏡野町長 山崎 親男



勝央町

勝央町長 水嶋 淳治



奈義町

奈義町長 花房 昭夫



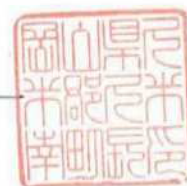
西粟倉村

西粟倉村長 青木 秀樹



久米南町

久米南町長 河島 建一



美咲町

美咲町長 定本 一友



吉備中央町

吉備中央町長 山本 雅則



平成20年4月1日

岡山県下消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定により、岡山県下の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、岡山県の全域とする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する災害で、消防、救急及び救助業務に関して応援活動を必要とするものをいう。

(県への通報等)

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長は、県に対し、災害の状況等について通報し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、次のいずれかに該当する場合に、発災市町村等の長が協定を締結している他の市町村等の長に行うものとする。

- (1) その災害が他の市町村等に拡大又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) その災害が発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、他の市町村等の消防機関が保有する車両、資機材等を必要と認める場合
- (4) 他の市町村等との境界付近において発生した災害において、当該境界に接する他の市町村等の消防機関の応援を必要と認める場合

2 前項の応援要請は、原則として、隣接市町村等に対して行い、災害の規模等により順次近隣の市町村等に対して行うものとする。ただし、災害の規模等により特に必要があるときは、この限りでない。

3 第4条 に規定する県に対する通報及び第1項に規定する応援要請は、発災市町村等の消防長と協議の上、行うものとする。

4 発災市町村等の消防長は、応援要請が予想される場合は、あらかじめ応援を要請しようとする市町村等の消防長に災害の状況を通報するとともに、応援隊の派遣について必要な協議を行うものとする。

5 応援要請（第1項第4号の場合を除く。）を行った市町村等の長は、その旨を県に通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長は、当該市町村等の消防長と協議の上、特別の理由がある場合を除き応援するものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、応援隊の編成等必要事項を遅滞なく発災市町村等の長及び県に通報するものとする。

3 応援市町村等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(消防用資機材等の調達手配)

第7条 発災市町村等の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた市町村等の長は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、発災市町村等の長が応援隊の長（同一消防本部管内の消防団が応援隊を派遣している場合は、消防本部・署の応援隊の長とする。）を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

(報告)

第9条 応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに発災市町村等の長に報告するものとする。

2 発災市町村等の長は、災害の概要を災害防御活動終了後速やかに応援市町村等の長に通報するものとする。

(応援に要する経費の負担)

第10条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

(1) 発災市町村等が負担する経費

ア 宿泊費、食料費及び車両、機械器具の燃料費（現地調達分）

イ 化学消火に要した薬剤費

ウ 応援隊の隊員が応援活動中、第三者に損害を与えた場合、当該第三者に対する補償に要する経費（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用のある部分を除く。）。ただし、応援隊の隊員の重大な過失による場合は、応援市町村等の負担とする。

エ 一般協力者の死傷等に対する補償に要する経費

オ 応援活動によって死傷した隊員に係る賞じゅつ金の支給に要する経費で、応援市町村等が当該市町村の定めた条例の規定に基づき支給する額相当額。ただし、当該支給額が市町村消防賞じゅつ金条例準則（昭和28年4月24日付け国家消防本部長通達）に規定する功労の程度及び障害の等級に応じたそれぞれの額を超える場合は、その超える額は応援市町村等が負担するものとする。

カ 第7条の規定に基づく経費。ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。

(2) 応援市町村等が負担する経費

ア 応援隊の旅費及び出動手当

イ 車両、機械器具の燃料費（現地調達分を除く。）及び応援活動中における故障又は小破損の修理費

ウ 応援の往復途上において生じた交通事故等による損害補償

エ 応援隊の隊員が応援活動によって災害を受けた場合における公務災害補償

2 前項以外の経費又は同項の定めにより難しい場合の経費については、発災市町村等と応援市町村等との協議により定めるものとする。

(実施細目)

第11条 この協定に特別の定めのあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、市町村等の消防長及び消防団長が協議して定めるものとする。

(疑義)

第12条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し、決定するものとする。

(協定書の保管)

第13条 この協定の締結を証するため、市町村等の長は、記名押印の上各1通を保管する。

附 則

1 この協定は、平成20年4月1日から効力を生ずる。

2 平成2年3月15日付けで締結した「岡山下消防相互応援協定」は平成20年3月31日をもって廃止する。

平成20年3月31日

岡山市長	高	谷	茂	男
倉敷市長	古	市	健	三
津山市長	桑	山	博	之
玉野市長	黒	田		晋
笠岡市長	高	木	直	矢
井原市長	瀧	本	豊	文
総社市長	片	岡	聡	一

高梁市長	秋	岡	毅	
新見市長	石	垣	正	夫
備前市長	西	岡	憲	康
瀬戸内市長	立	岡	脩	二
赤磐市長	荒	嶋	龍	一
真庭市長	井	手	紘	一郎
美作市長	宮	本	俊	朗
浅口市長	田	主	智	彦
和気町長	大	森	直	徳
早島町長	佐	藤	友	彦
里庄町長	大	内	恒	章
矢掛町長	山	野	通	彦
新庄村長	笹	野		寛
鏡野町長	山	崎	親	男
勝央町長	西	田		孝
奈義町長	花	房	昭	夫
西栗倉村長	道	上	正	寿
久米南町長	河	島	建	一
美咲町長	奥	村	忠	夫
吉備中央町長	重	森	計	己
津山圏域消防組合管理者	津山市長	桑	山	博之
笠岡地区消防組合管理者	笠岡市長	高	木	直矢
井原地区消防組合管理者	井原市長	瀧	本	豊文
東備消防組合管理者	備前市長	西	岡	憲康

●消防・救急活動等に係る相互応援

資料 2－9 矢掛町，笠岡市消防相互応援協定

矢掛町，笠岡市消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき矢掛町長および笠岡市長は，消防の相互応援について，次のとおり協定する。

（趣旨）

第 1 条 矢掛町または笠岡市の区域において発生した水・火災その他の災害の防圧ならびに救護のため，消防の任務遂行上必要であると認めたときは，この協定書の定めるところにより，消防の応援を要請し，または応援活動に従事するものとする。

（応援の要請）

第 2 条 消防の応援を要請しようとする市長または町長（以下「甲」という。）あるいは甲の委任を受けた消防長または消防団長は，災害状況所要出動車の種類および台数ならびに必要な人員を明らかにして要請を受けるべき市長または町長（以下「乙」という。）あるいは乙の委任を受けた消防長または消防団長に対し応援を要請するものとする。

（応援隊の派遣）

第 3 条 乙は甲から前条の要請を受けたときは，その要請事項に基づき，その管理する消防力のうちから応援隊を編成し派遣するものとする。

2 前項の場合において要請事項と応援隊の内容が相違するときは，乙はただちにその内容を甲に通報しなければならない。

3 両者は前条の要請がない場合においても，情報等により災害の発生を認めたときは，すみやかに甲あるいは甲の委任を受けた消防長または消防団長に通報し，甲あるいは甲の委任を受けた消防長または消防団長の出動命令をもって出動しなければならない。また，甲は乙に出動をすみやかに通報しなければならない。

なお，当該災害地を管轄する消防隊の到着するまでは，そのまま，甲の要請により乙の応援隊とみなす。

（応援隊の指揮）

第 4 条 要請により出動した応援隊は，受援地の指揮者のもとに行動しなければならない。ただし，前条第 3 項の場合においては災害地を管轄する消防隊の到着までは出動した消防隊の指揮者がこれにあたるものとする。

（費用の負担）

第5条 応援のために要した費用は、次の各号に定める区分によって負担するものとする。

(1) 応援隊員につき、応援に起因する災害補償については要請者が負担し、応援のために要した旅費、出動手当、その他の費用については受請者が負担する。ただし、応援が長期間にわたった場合その食糧に関する費用は要請者の負担とする。

(2) 応援隊につき、応援に起因する機械器具の修理費および燃料費は、受請者が負担する。ただし、ポンプ作業が長期間にわたった場合において燃料の補給を要する場合は、その補給した燃料費は要請者の負担とする。

(3) 罹災地において応援に起因する事故により建築物、その他の施設を破損し、または人畜に被害を与えた場合における補償に関する費用については、要請者が負担するものとする。

(4) 前各号に規定する以外の費用の負担については、そのつど両者が協議して決定する。

(資料の交換)

第6条 この協定書による円滑な運営を行うため次の各号に掲げる資料を相互に交換し、その内容に変更が生じたときは、その旨を相手方に通知するものとする。

(1) 消防機関の編成表

(2) 管内の消防施設配置図（2万5千分の1図）

(3) 地水利状況図（2万5千分の1図）

(権限の委任)

第7条 市長または町長は、この協定書に基づく権限についてあらかじめ必要を認められる事項は、消防長、消防職員または消防団長に委任することができる。

(裁量)

第8条 前各号に定めるもののほか相互応援について必要な事項についてはそのつど両者協議のうえ決定する。

(発効期日)

第9条 この協定書は昭和44年12月17日からその効力を発生する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和44年12月17日

矢掛町長 片 山 茂 雄

笠岡市長 小 野 博

岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定

岡山県（以下「県」という。）と県内の各市町村及び消防事務を処理する一部事務組合（以下「市町村等」という。）は、県内に災害が発生し、消防対応が被災した市町村等単独では困難な場合に、広域的な消防応援（以下「広域応援」という。）を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、県内で発生した災害に対して、県と市町村等が協力して広域応援を行うことにより、災害による被害を最小限に抑えることを目的とする。

（対象区域）

第2条 この協定に基づく広域応援を実施する区域は、県全域とする。

（対象とする災害）

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条の災害のうち、その規模又は特殊性に鑑み、大規模災害又は特殊災害等広域応援を必要とするものをいう。ただし、平成20年3月31日に市町村等が締結した岡山県下消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）の対象となるものを除く。

（広域応援計画）

第4条 県と市町村等は、協議の上、広域応援に係る体制及び方法等必要な事項について定める計画（以下「広域応援計画」という。）を決定するものとする。

（広域応援要請及び決定）

- 第5条 被災した市町村等は、この協定に基づく広域応援要請を県に対して行うものとする。
- 2 県は、前項の規定による要請を受けた場合は、広域応援計画に基づき、広域応援を決定するものとする。
 - 3 県は、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、第一項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、広域応援を決定することができる。
 - 4 市町村等は、前二項の規定による決定があった場合は、可能な限り広域応援に協力するものとする。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づく広域応援に要する経費は、原則として相互応援協定の例により負担するものとする。

（その他）

第7条 この協定に関し、定めのない事項又は疑義を生じた事項については、県と市町村等の協議により決定するものとする。

附 則

この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を32通作成し、県及び市町村等が記名押印の上、各自それぞれ1通を所持する。

平成31年3月20日

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太



岡山市

岡山市長 大森 雅夫



倉敷市

倉敷市長 伊東 香織



津山市

津山市長 谷口 圭三



玉野市

玉野市長 黒田 晋



笠岡市

笠岡市長 小林 嘉文



井原市

井原市長 大舌 勲



総社市

総社市長 片岡 聡



高梁市

高梁市長 近藤 隆則



新見市

新見市長 池田 一二三



備前市

備前市長 田原 隆雄



瀬戸内市

瀬戸内市長 武久 顕也



赤磐市

赤磐市長 友實 武則



真庭市

真庭市長 太田 昇



美作市

美作市長 萩原 誠司



浅口市

浅口市長 栗山 康彦



和気町

和気町長 草加 信義



早島町

早島町長 中川 真寿男



里庄町

里庄町長 加藤 泰久



矢掛町

矢掛町長 山野 通彦



新庄村

新庄村長 小倉 博俊



鏡野町

鏡野町長 山崎 親男



勝央町

勝央町長 水嶋 淳治



奈義町

奈義町長 奥 正親



西栗倉村

西栗倉村長 青木 秀樹



久米南町

久米南町長 片山 篤



美咲町

美咲町長 青野 高陽



吉備中央町

吉備中央町長 山本 雅則



津山圏域消防組合

管理者 津山市長 谷口 圭三



笠岡地区消防組合

管理者 笠岡市長 小林 嘉文



井原地区消防組合

管理者 井原市長 大舌



東備消防組合

管理者 備前市長 田原 隆雄

